

第6期雄武町総合計画

【基本構想】平成30年度～令和9年度

【後期基本計画】令和5年度～令和9年度

(案)

令和5年3月

雄武町

目次

第1部 序論.....	1
第1章 町民憲章.....	3
第2章 計画策定の目的.....	4
第3章 計画の構成・期間.....	5
第4章 計画の進捗管理.....	6
第5章 本町をとりまく国や社会の動向.....	7
1 「地方創生」の要請.....	7
2 脱炭素化に向けた、循環型社会形成の要請.....	7
3 持続的な自治体運営に向けた、行政及び地域情報化の要請.....	7
4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大.....	8
5 SDGsの視点.....	8
第6章 雄武町の現状.....	9
1 人口の現状.....	9
2 町民意識の現状.....	10
第7章 前期基本計画の総括.....	15
1 人口の検証.....	15
2 政策指標の検証.....	15
3 政策目標ごとの現状と課題.....	16
第2部 基本構想.....	19
第1章 将来像.....	21
第2章 目標人口.....	22
第3章 政策目標.....	23
1 躍動感あふれる産業のまち・雄武.....	23
2 安心感の持てる福祉のまち・雄武.....	25
3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武.....	27
4 快適感を満たす環境のまち・雄武.....	29
5 連帯感を高める協働のまち・雄武.....	31
第4章 土地利用基本構想.....	33
1 市街地・集落での有効な土地利用の推進.....	33
2 優良農地の確保.....	33
3 自然環境の保全・活用.....	33

第3部 後期基本計画.....	35
施策の体系.....	37
施策とSDGsの関連.....	38
.....	39
政策目標1 躍動感あふれる産業のまち・雄武.....	40
基本施策1-1 農業の振興.....	40
基本施策1-2 林業の振興.....	42
基本施策1-3 水産業の振興.....	44
基本施策1-4 商工業の振興.....	46
基本施策1-5 観光の振興.....	48
政策目標2 安心感の持てる福祉のまち・雄武.....	50
基本施策2-6 保健・医療の充実.....	50
基本施策2-7 高齢者支援の充実.....	52
基本施策2-8 子育て・子育ての充実.....	54
基本施策2-9 社会福祉の充実.....	56
基本施策2-10 社会保障制度の充実.....	58
政策目標3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武.....	60
基本施策3-11 学校教育の充実.....	60
基本施策3-12 生涯学習・生涯スポーツの推進.....	62
政策目標4 快適感を満たす環境のまち・雄武.....	64
基本施策4-13 環境の保全.....	64
基本施策4-14 交通体系の整備.....	66
基本施策4-15 上・下水道の整備.....	68
基本施策4-16 住環境の整備.....	70
基本施策4-17 消防・救急・防災体制の強化.....	72
基本施策4-18 防犯・交通安全の推進.....	74
基本施策4-19 情報通信網の整備・充実.....	76
政策目標5 連帯感を高める協働のまち・雄武.....	78
基本施策5-20 町民主体のまちづくりの推進.....	78
基本施策5-21 多様な交流の促進.....	80
基本施策5-22 効果的・効率的な行政経営.....	82

第 1 部

序論

第1章 町民憲章

雄武町民憲章

～町民の誓い～

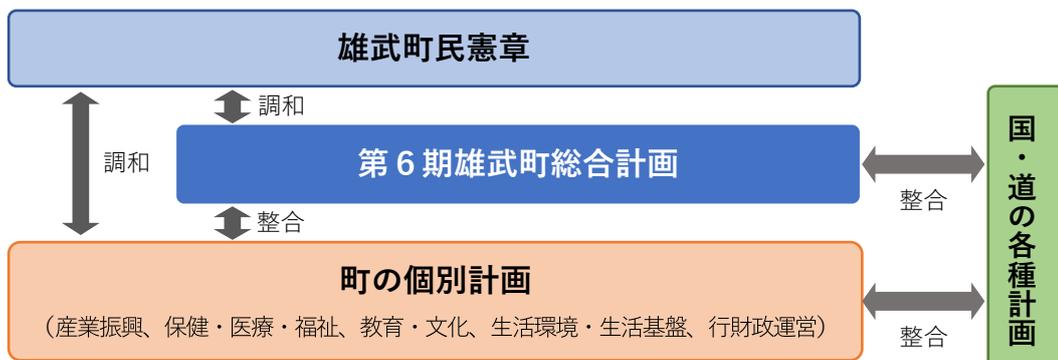
雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、――すこやかに、なごやかに、まめやかに――励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

- 一、自然を生かし住みよい環境をつくります。
- 一、きまりを守り明るい社会をつくります。
- 一、ともに助け合い楽しい職場をつくります。
- 一、元気に働き豊かな家庭をつくります。
- 一、希望に生きたくましい雄武町民となります。

本町では、昭和46（1971）年3月19日に「雄武町民憲章」を制定しました。町民憲章は、郷土愛に基づき、雄武町の主人公である我々町民の行動規範となるべき「誓い」であり、制定後、約半世紀を過ぎても今なお、まちづくりの基本と考えるべきものです。

第6期雄武町総合計画の策定・推進にあたっては、この町民憲章との調和に最大限留意します。また、すでに策定されている町や国・道の各種計画との整合を図るとともに、今後策定する個別分野計画についても、本計画との整合を図りながら策定します。

町民憲章や他の計画との関係



第2章 計画策定の目的

雄武町は、オホーツク海と広大な草地に代表される自然資源を生かし、ホタテ、サケ・マス、毛ガニを柱とする漁業・水産加工業と、大規模酪農畜産のまちとして発展しています。

雄武町を含むオホーツク沿岸は、空路により首都圏と約2時間で結ばれているとはいえ、日本列島の最北部に位置し、冬は冰雪の厳しい気候と対峙します。しかし、車や暖房設備、情報通信網、下水道などの生活インフラが十分に普及し、全国各地・世界各国の商品が流通する今日、町民は豊かな自然に囲まれながら、先進国日本の平和と繁栄を享受しながら、安心安全で文化的な生活を送っています。

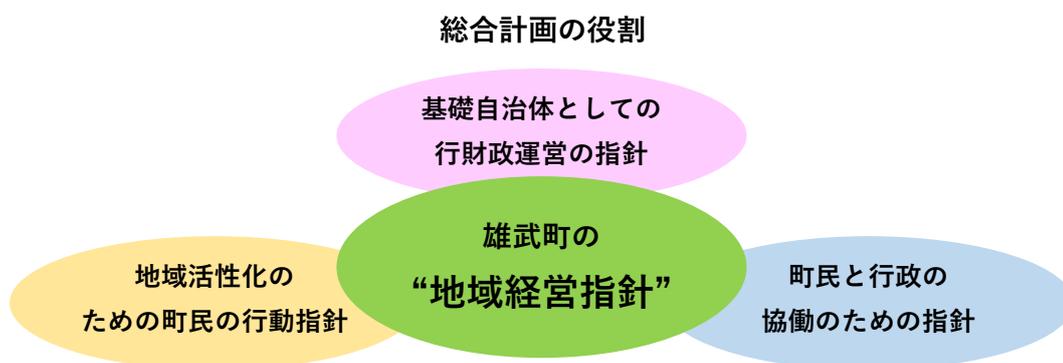
この豊かな雄武町を今後も守り続けるためには、第1次産品の供給基地としての機能を維持・強化するとともに、町民が安心していきいきと暮らし続けられる地域基盤の充実に努め、人口減少に歯止めをかけることが重要です。

雄武町では、平成の大合併で「自主・自立」を選択したのち、平成30(2018)年度からは、次の時代に向かう町の将来像を「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定めた「第6期雄武町総合計画前期基本計画」に基づき、産業、保健・医療・福祉、教育・文化、生活環境・生活基盤といった各分野の施策・事業を着実に推進するとともに、健全な行財政運営に努めてきました。

しかしながら、この計画期間中には、平成30(2018)年に北海道胆振地方中東部を震央として発生した胆振東部地震や、令和元年に発生し今日まで世界的なパンデミックを引き起こしている新型コロナウイルスの感染拡大など、大きな社会変容の影響を受けることとなり、町政運営をとりまく環境は一層厳しさを増しています。

こうした状況にあって、持続的な町政運営を実現していくためには、先人が切り拓きはぐくんできた従来のまちづくりを継承・発展させつつ、人口減少の下げ止まりを早期に実現していく必要があります。

「第6期雄武町総合計画後期基本計画」は、町政の基本的方向と各種分野別施策を体系的に示すとともに、雄武町がいつまでも活力ある町として発展していくための「地域経営指針」として策定するものです。



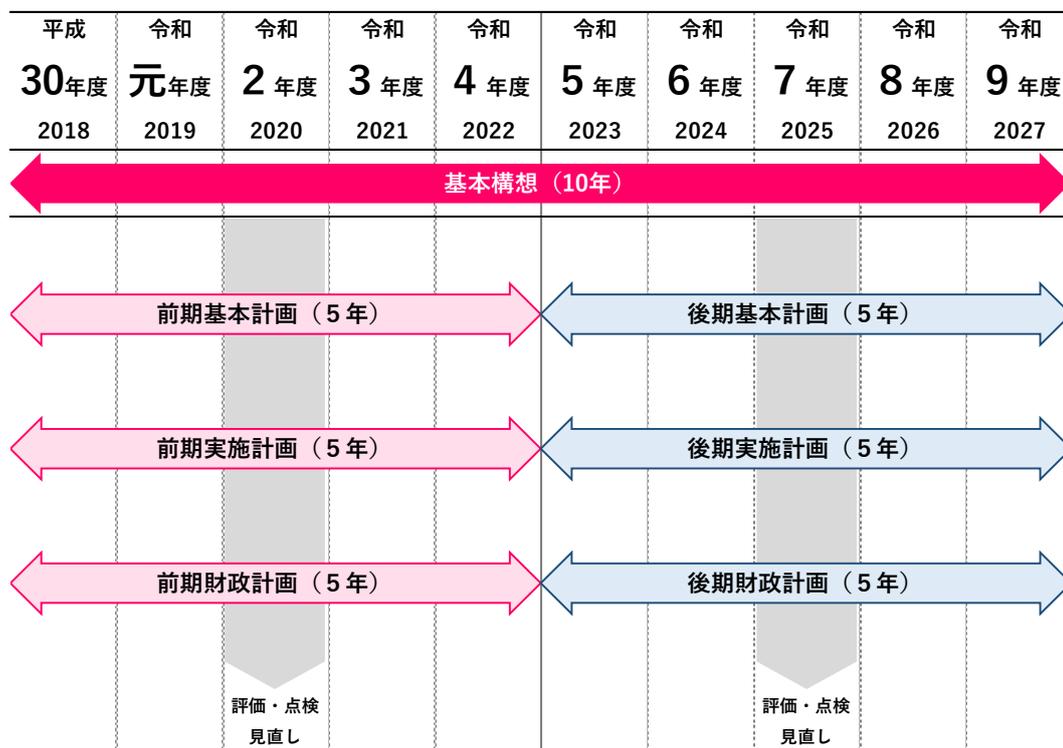
第3章 計画の構成・期間

第6期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画及び財政計画で構成します。

第6期総合計画の構成

区分	内容
基本構想	令和9（2027）年度までの町の将来像を展望し、その基本政策を示します。
基本計画	基本構想に示した将来像の実現を図るための5年間の施策を体系化、具体化します。
実施計画	基本計画に定めた施策を具現化するための事業を位置づけ、各年度の予算編成の基本指針とします。
財政計画	実施計画に定めた事業を着実に実施するため、計画期間内の収支見込みを策定時点において示します。

第6期総合計画の期間



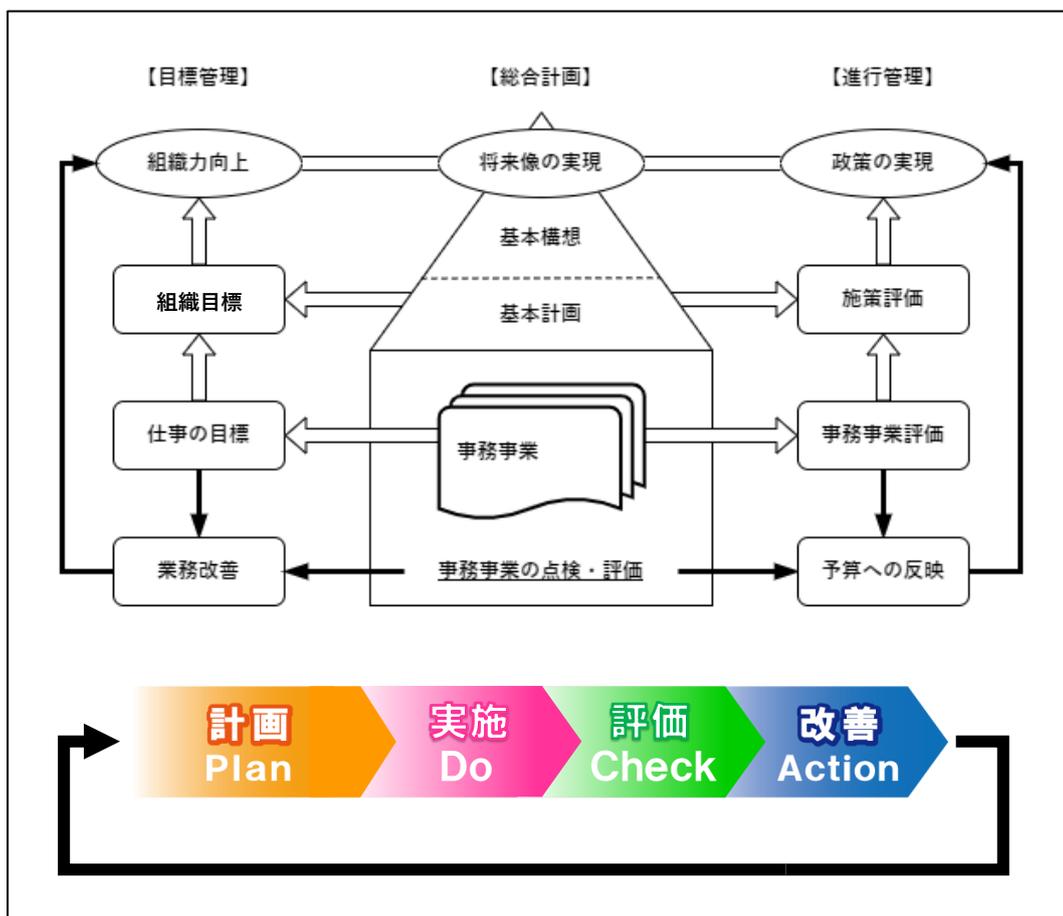
第4章 計画の進捗管理

本計画は、計画 (PLAN)・実施 (DO)・評価 (CHECK)・改善 (ACTION) の「PDCA サイクル」に基づき、その推進状況を点検・評価し、改善につなげていきます。

実施計画レベルの事務事業評価により、評価結果を次年度の予算や施政方針に反映していくとともに、基本計画レベルの施策評価、基本構想レベルの政策評価により、必要に応じて、計画改定や中間年での計画見直しを行い、より効果的・効率的な施策展開につなげていきます。

また、本計画の PDCA サイクルに基づく評価は、行政組織の目標管理にも有効であり、職員の「仕事の目標」を事務事業評価によって、町の「組織の目標」を施策評価・政策評価によって管理・改善し、組織力の向上につなげていきます。

行政評価による計画の進行管理と組織の目標管理の連動



第5章 本町をとりまく国や社会の動向

これからのまちづくりを考えるに当たり、近年の社会動向を整理します。

1 「地方創生」の要請

少子高齢化に伴う我が国の人口減少、大都市圏への人口集中による地方の空洞化が進む中、平成 26（2014）年に、地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を実現するための「まち・ひと・しごと創生法」が閣議決定されました。

これに基づき、各自治体は、「まち・ひと・しごと総合戦略」のもと、人口減少を和らげ、地域を創生し、活力ある地域社会を維持していくための施策を重点的に推進しています。

本町においても、令和 2（2020）年 3 月に、「第 2 期雄武町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、効果的な少子化対策や地域資源を生かした産業・雇用の場の創出、生活環境の整備など、地方創生の充実・強化に向けた取組を進めています。

2 脱炭素化に向けた、循環型社会形成の要請

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27（2015）年にパリ協定が採択され、令和 2（2020）年 10 月、政府は 2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いた合計をゼロ）にする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。

気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されており、日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。

将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済・社会をつくるため、より一層、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に貢献していく必要があります。

3 持続的な自治体運営に向けた、行政及び地域情報化の要請

1980 年代のパソコンの普及を皮切りに、テクノロジーは急速な発展を遂げています。スマートフォンに代表されるモバイルネットワークの普及は、個人向けのインターネットサービスの利用を加速させ、クラウドネットワークサービス等のサービスの利用を促進しました。

このような中、国はデジタル社会の形成に関し行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置し、インターネットをはじめとしたデジタル技術を活用し、持続的な自治体運営に向けた行政事務の効率化、住民サービスの向上及び地域社会のデジタル化を図る動きが加速しています。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的パンデミック（国をまたがるような広域における大流行）をもたらし、世界の保健医療、経済等に大きな影響を与えています。

我が国も例外ではなく、北海道においても、令和4（2022）年7月末現在で累計感染者数が45万人超を記録（北海道庁 保健福祉部 感染症対策局）しており、医療提供体制のひっ迫や、入国規制に伴う観光産業への打撃は深刻です。

このような中、私たちは新型コロナウイルスをはじめとする、各種感染症を完全に排除することはできないという認識のもと、いかにして地域での感染拡大を和らげ、医療提供体制や地域経済を維持しながら生活していくかを考えていく必要に迫られています。

5 SDGs の視点

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継となる「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。これには、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標が掲げられています。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に採り入れたまちづくりが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



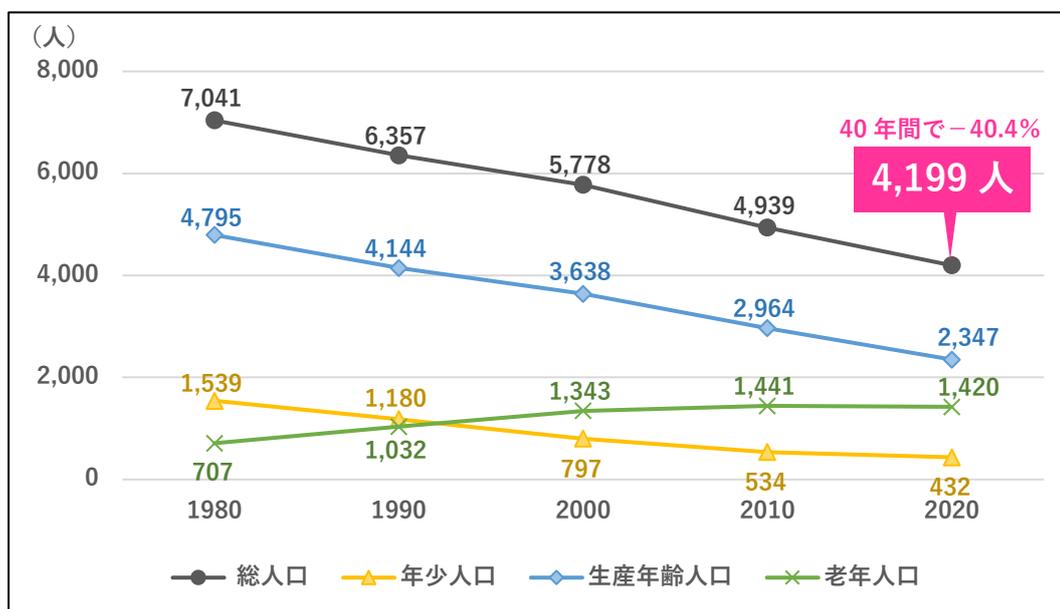
第6章 雄武町の現状

1 人口の現状

全国的な少子高齢化を背景に、本町の総人口は、右肩下がり減少を続けており、昭和55（1980）年からの40年間では、40.4%もの減少となっています。

生産年齢人口（15～64歳人口）及び年少人口（0～14歳人口）が減少を続けている一方で、老年人口（65歳以上人口）は増加傾向にあり、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は33.8%となっています。

【グラフ】雄武町の人口の推移



資料：国勢調査（総人口には年齢不詳の人数を含む）

2 町民意識の現状

雄武町に住民登録のある18歳以上の町民1,500人（無作為抽出による）を対象に実施したまちづくりアンケート（有効回答率30.1%）によると、下記のような傾向がみられました。

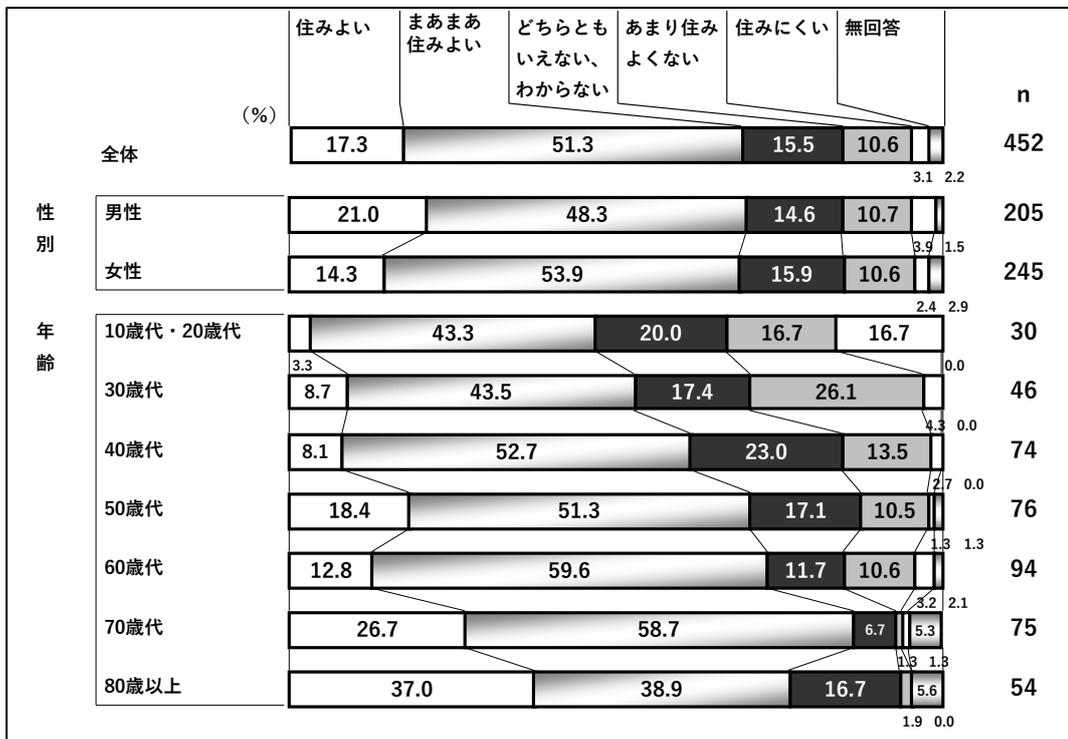
（1）雄武町の住みよさ

町民が、まちの住みよさについてどう感じているかを把握するため、「住みよい」、「まあまあ住みよい」、「どちらともいえない、わからない」、「あまり住みよくない」、「住みにくい」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「まあまあ住みよい」と答えた人が51.3%で最も多く、これに「住みよい」（17.3%）をあわせた“住みよい”という人が68.6%となっています。これに対して、“住みにくい”という人（「あまり住みよくない」（10.6%）と「住みにくい」（3.1%）の合計）は13.7%にとどまっており、住みやすいまちだと思っている町民の割合は高いといえます。なお、「どちらともいえない」と答えた人は15.5%となっています。

前回のアンケート結果（“住みよい”が67.5%、“住みにくい”が14.6%）と比較すると、“住みよい”が1.1ポイント上昇しており、住みよいまちだと思っている町民の割合がわずかに増加していることがうかがえます。

【グラフ】雄武町の住みよさ



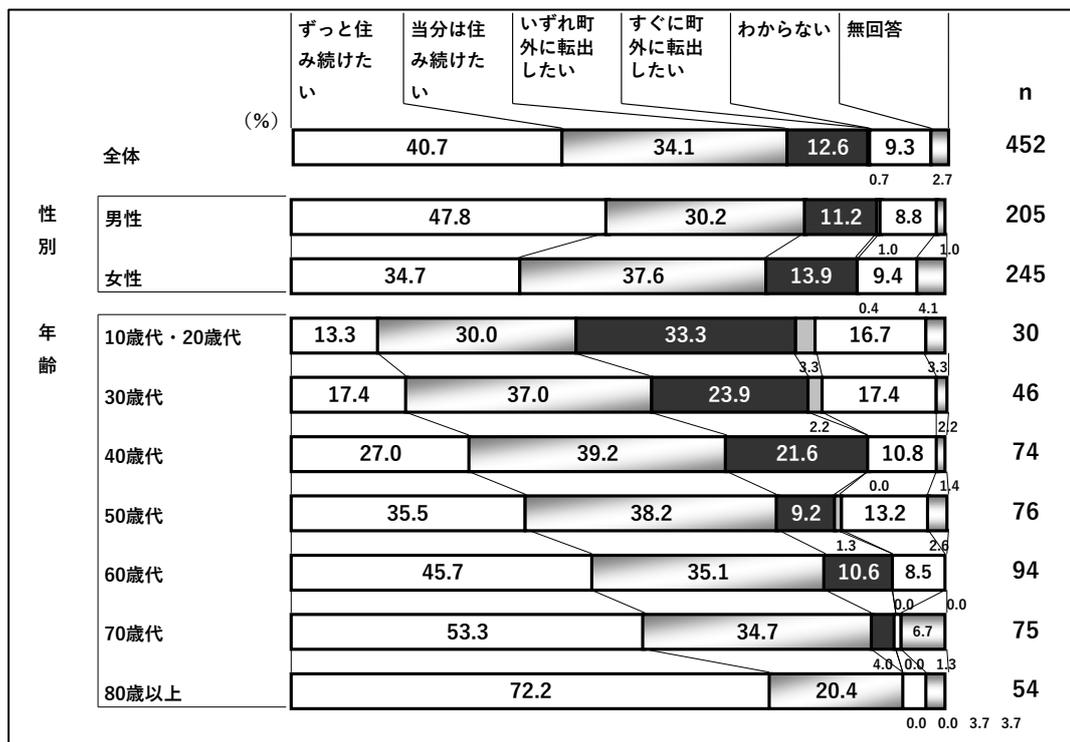
(2) 今後の定住意向

町民の今後の定住意向を把握するため、「ずっと住み続けたい」、「当分は住み続けたい」、「いずれ町外に転出したい」、「すぐに町外に転出したい」、「わからない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「ずっと住み続けたい」と答えた人が40.7%で最も多く、これに「当分は住み続けたい」(34.1%)をあわせた“住み続けたい”という人が74.8%にのぼっています。これに対して、“転出したい”という人(「いずれ町外に転出したい」(12.6%)と「すぐに町外に転出したい」(0.7%)の合計)は13.3%にとどまっております。なお、「わからない」と答えた人は9.3%となっています。

年齢別では、高い順に80歳以上(92.6%)、70歳代(88.0%)、60歳代(80.8%)、50歳代(73.7%)、40歳代(66.2%)、30歳代(54.4%)、10歳代・20歳代(43.3%)となっており、年齢層が低くなるほど定住意向は低下し、10歳代・20歳代について“住み続けたい”の割合が5割を下回っています。

【グラフ】 今後の定住意向



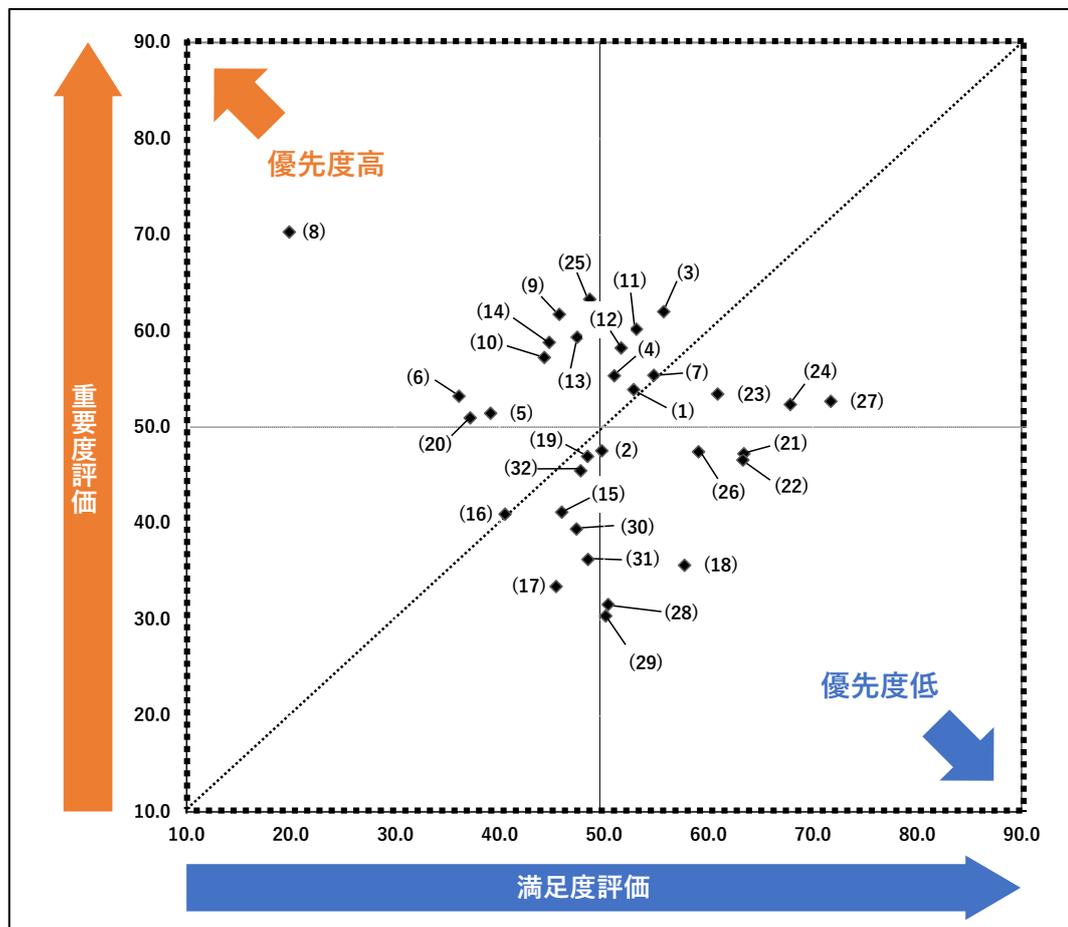
(3) まちの各環境に関する満足度と重要度の相関（優先度）

まちの各環境について、“現在どの程度満足しているか”及び“今後どの程度重視しているか”を把握するための質問に対し、それぞれの項目に対して町民目線の評価をしてもらいました。

今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するため、各環境に対する評価の相関を散布図で示したところ、以下のような結果となりました。

【グラフ】 まちの各環境に関する満足度と重要度の相関（1）

単位：評価点



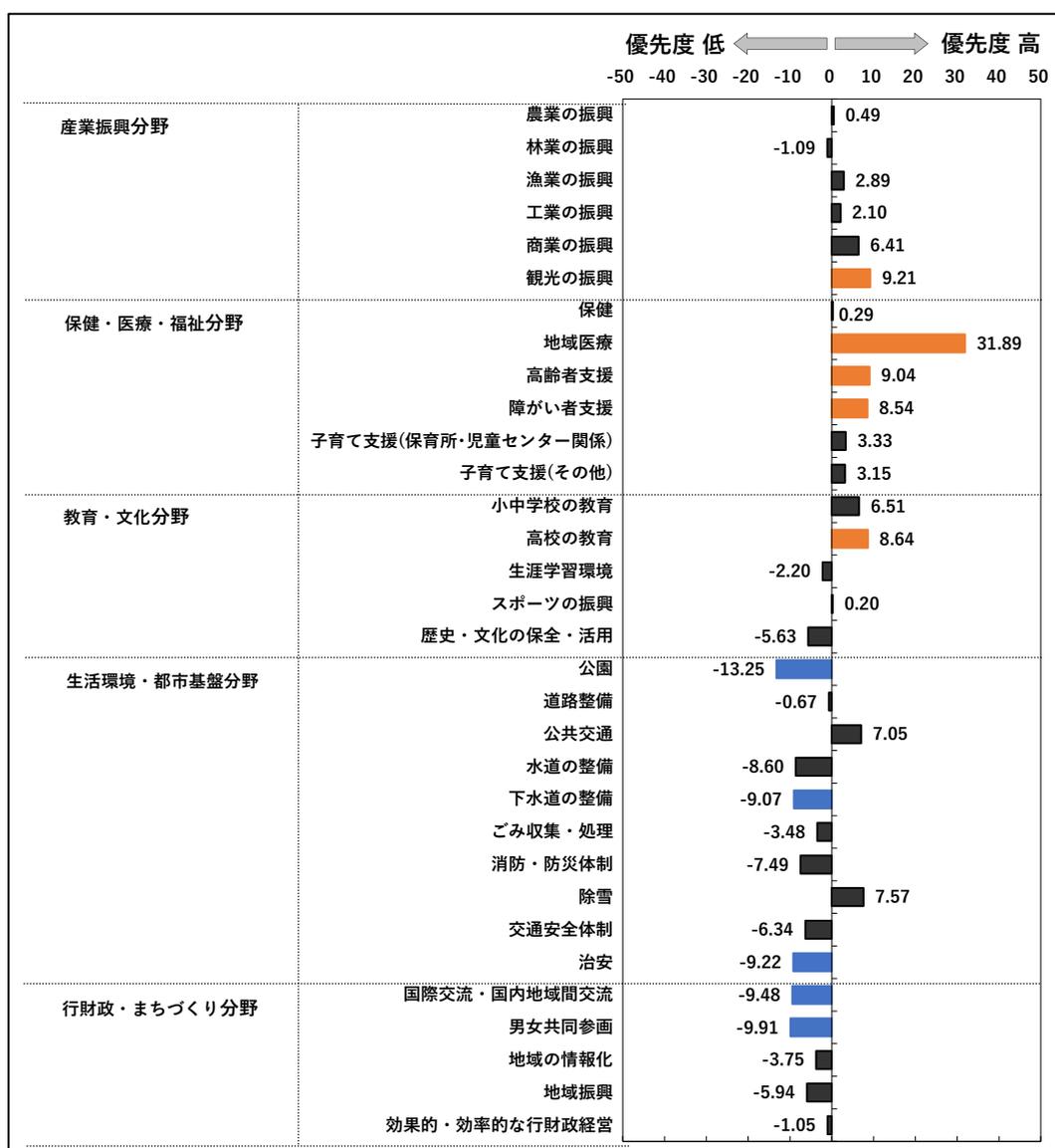
優先度高い		優先度低い	
(8) 地域医療	(11) 子育て支援(保育所・児童センター関係)	(18) 公園	(17) 歴史・文化の保全・活用
(6) 観光の振興	(12) 子育て支援(その他)	(29) 男女共同参画	(30) 地域の情報化
(9) 高齢者支援	(3) 漁業の振興	(28) 国際交流・国内地域間交流	(23) ごみ収集・処理
(14) 高校の教育	(4) 工業の振興	(27) 治安	(15) 生涯学習環境
(10) 障がい者支援	(1) 農業の振興	(22) 下水道の整備	(2) 林業の振興
(25) 除雪	(7) 保健	(21) 水道の整備	(32) 効果的・効率的な行財政経営
(20) 公共交通	(16) スポーツの振興	(24) 消防・防災体制	(19) 道路整備
(13) 小中学校の教育		(26) 交通安全体制	
(5) 商業の振興		(31) 地域振興	

「【グラフ】まちの各環境に関する満足度と重要度の相関（1）」では、左上隅の“満足度評価最低・重要度評価最高”に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の“満足度評価最高・重要度評価最低”に近づくほど優先度が低くなります。

この散布図を評価点により数量化すると、本町では「地域医療」、「観光の振興」、「高齢者支援」、「高校の教育」、「障がい者支援」等の分野が、今後、優先度が高いと見込まれることがわかりました。

【グラフ】まちの各環境に関する満足度と重要度の相関（2）

単位：評価点



(4) アンケートに寄せられた町民の声（一部抜粋）



第1次産業を基盤とした、各種催事がコロナによって、開催できないことは、とても残念。
産業を基盤とした催事とともに、文化的な催事もできるような町であってほしいと思っています。

不動産会社がなく、特にファミリー向けの3LDKなどの賃貸が少ないですね。公営住宅を増やすのも大切だけど、条件的に対象外となって住めない人もいますので、もっと賃貸住宅が増えるといいのに。



雄武町は、住みやすく、安定した町だと思います。
不平、不満もあるかもしれませんが、町民みんなで意識的に協力して少しずつ発展できるまちづくりができれば良いと思います。

高齢になって、車に乗れなくなった時のことを考えると、生活が心配だわ。
私は雄武町の市街地に住んでいる人とは違い、不便になるので、高齢者の交通手段についても考えてもらいたいわ。



高齢者向けの施設はたくさんあるけど、若者向けの施設がほとんどなく、あっても老朽化している（スポーツセンターなど）し、この時代に合っていない。高齢者対策にばかり力を入れては、ますます若者が地方へ出ていってしまうよ。

子どもがのびのびと遊べる場所が少なく、子育てがとてもしづらと感じます。
公園もあまり整備されておらず、天気が悪いと遊べる場所がありません。



第7章 前期基本計画の総括

1 人口の検証

総務省による「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」によると、外国人を含む本町の総人口は、平成29（2017）年1月1日現在で4,543人でしたが、令和3（2021）年1月1日現在で4,339人となっており、204人の人口減少となりました。

2 政策指標の検証

分野	項目	平成28 (2016)年度 実績	令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 目標	評価	備考
産業振興	人口に占める就業率	62.9%	63.5%	64.0%	未達成	
	漁業生産額	48億円	72億円	70億円	達成	
	農業生産額	64億円	71億円	75億円	未達成	
	食料品製造業出荷額	148億円	152億円 (令和2年度)	155億円	未達成	
保健・医療・福祉	地域医療の満足度	23.3%	8.1%	25.0%	未達成	まちづくりアンケート
	健康だと感じている割合	72.8%	71.9%	75.0%	未達成	同上
	ボランティア参加率	19.5%	17.0%	20.0%	未達成	同上
教育・文化	小中学校教育の満足度	20.0%	7.5%	23.0%	未達成	同上
	生涯学習環境の満足度	16.9%	4.7%	20.0%	未達成	同上
	スポーツ振興の満足度	16.1%	5.5%	18.0%	未達成	同上
	歴史・文化の満足度	10.4%	4.2%	15.0%	未達成	同上
生活環境・生活基盤	ごみ減量化とリサイクル・ポイ捨てしない・冷暖房省エネ・節水・節電の実践度（5項目平均）	64.8%	65.0%	70.0%	未達成	同上
	公共交通の満足度	25.1%	9.5%	28.0%	未達成	同上
	災害・犯罪・交通事故による死亡者数	4人	0人	0人	達成	5年間の累積
行財政・まちづくり	まちの住みよさ	68.3%	70.1%	70.0%	達成	まちづくりアンケート
	行財政運営の満足度	19.0%	7.5%	20.0%	未達成	同上
	住民参加がしやすいと感じている割合	14.8%	16.8%	18.0%	未達成	同上

3 政策目標ごとの現状と課題

第6期雄武町総合計画前期基本計画において掲げられた、各政策目標における現状と課題は以下のとおりです。

(1) 躍動感あふれる産業のまち・雄武 ～地域産業の振興と雇用の創出～

農業、林業、漁業については、計画に基づき着実に振興が図られてきたものの、担い手不足については解消に至っていません。

観光業については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に人の流れが停滞しており、本町を訪れる観光客も激減しています。

ウィズコロナ時代の産業振興に向け、地産地消、地場製品のブランド化の促進、徹底した感染症対策を図った町内イベント開催など、町として、より一層産業振興施策の展開が求められています。

(2) 安心感の持てる福祉のまち・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～

介護保険制度、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、健康増進法など各法制度に基づき、町の規模に応じた保健・福祉サービス充実を図ってきました。

地域医療提供体制については、雄武町国民健康保険病院を核として維持している一方で、高齢者支援や障がい者支援に対して町民が一部不安を感じている部分があることから、町民に寄り添った福祉施策が求められています。

また、町民が健康でいつまでも元気に暮らしていけるよう、積極的な健康診断の受診勧奨を行うなど、引き続き、町民の健康増進に向けた取組を推進していく必要があります。

(3) 達成感から学ぶ教育のまち・雄武 ～教育文化の振興と拠点づくり～

学校教育においては、新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となり、各学校において「主体的、対話的で深い学び」の視点による授業改善が進められています。

また、新図書館がオープンし、徐々に蔵書資料の充実が図られ、町民の学びの拠点として徐々に定着してきています。そのほか、郷土資料のデジタル化や学校のニーズに応じて移動図書館を拡充させるなど、読書活動を推進しています。

生涯学習、スポーツ推進、芸術・文化の分野において、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、各種イベントや講演会などの関連事業がほとんど実施できず、各地域団体の活動も縮小や活動の制限を余儀なくされている状況にあり、ウィズコロナ時代の新たな生活様式に対応した取組への工夫が求められています。

(4) 快適感を満たす環境のまち・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～

森林保全を積極的に行い、人と野生動植物との共生に配慮した環境保全を推進しています。その他、魅力的な景観づくりに向けて、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動を行っています。また、一般廃棄物の一部広域処理を開始していますが、今後も更なるごみの減量化やリサイクル推進によって、環境負荷の低減を図っていくことが重要課題となっています。

国道 238 号沢木地区の改良は、対策工種を変更し事業が完了しており、国道の防雪対策、道道美深雄武線の拡幅については、順次整備が進められています。

地域公共交通については、地域生活に必要な移動手段であるバス路線の維持確保のため、2 路線のバス事業者に対し運行経費の補助を実施していますが、引き続き、多様な地域公共交通の研究を進めるなど、地域公共交通の在り方についての検討が必要です。

住宅施策としては、「雄武町快適住まいづくり促進事業」について当初予定していた事業期間を延長して実施していますが、申請多数のため、今後の運用方法の検討が必要です。まちづくりアンケートへの意見としても、住宅施策に対するニーズがみられており、今後も住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、支援方法について、国・道と連携しながら検討する必要があります。

消防・防災にあっては、近年、災害の大規模化、頻発する集中豪雨、暴風雨、山林火災による甚大な自然災害が発生する中、迅速かつ的確に町民の生命、身体、財産を守るため、防災訓練や避難所運営体験の実施、消防団員と職員による連携強化、さらには、医師指導下での救急救命士の研修や災害時等に活用する備蓄倉庫の整備、消防資機材の点検整備に努めています。しかしながら、消防団員の高齢化が進む中、若年層職員との連携強化が急務となっています。

情報通信技術等の活用については、町内全居住域への光ファイバー網の敷設、難視聴地域の解消、マイナンバー制度の利用、セキュリティ対策の強化が図られました。

また、懸案であった上雄武地区の携帯電話不感地域の解消も図られています。

(5) 連帯感を高める協働のまち・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～

「町民主体のまちづくり」については、自助・共助を基本に、防災、防犯、環境衛生、見守り、生活支援などの地域活動の展開が必要です。現状として、自治会の加入率向上に至っておらず、自助、共助を支える具体的な対策として、自主防災組織の設置を促進しています。

行財政運営については、行政改革による財政健全化や職員研修の充実、収納対策の強化等に取り組んでいます。今後は、地元産業団体や事業者と連携して、更なるふるさと納税需要の掘り起こしを図るなど、積極的な財源確保の推進が求められています。

第2部

基本構想

第1章 将来像

国を挙げての「地方創生」の取組は、影響力のある公益的な機関が、雄武町を含む全国約半数の市町村を「消滅可能性自治体」と見なして公表したことに始まります。

世界屈指の豊かな漁場がもたらす高級魚介類、生産・出荷が安定的な酪農畜産物、広大な森林資源を誇る我が町が「消滅」するとは、我々町民にとって信じ難い予測ではありますが、人口が一向に下げ止まらない現状から、仕事や資本を次世代に引き継いでいくことに不安を感じる町民も少なくありません。

そのため、本計画では、次の時代に向かう町の将来像を「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定めます。

将来像（めざす町の姿）

～郷土愛で築く～ 次世代へ躍進するまち・雄武

計画の名称～郷土愛で築く～「おうむ」次世代 躍進プラン

我が町の「地域力」には、ホタテ、サケ・マス、毛ガニを柱とした「海の恵み」と、広大な山林、酪農地帯を舞台にした「山の恵み」、そして定住・交流人口による「人の恵み」があります。特定の品目の第一次産品を核とする我が町では、不漁や魚価の変動が雇用の不安定化を招き、人口流失につながるものがたびたびありました。また、輸入自由化は我が町にとって脅威であり、外国産と棲み分けられる産品の開発や技術革新を常に行っていく必要があります。

「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」とは、地域産業、保健福祉、教育文化、生活環境など、次の世代へ確かにつないでいくため、町民各層が「活躍」し、郷土愛と協働の精神に基づいてまちづくりを「推進」していくことをイメージしています。

これからの雄武を生きる町民が、町の将来に夢を抱き、新しい種をまき、大きく育てられるまちづくりをめざしていきます。そして、分野ごとの政策目標を「5つの感」で表し、各分野の施策・事業を推進し、将来像の実現をめざします。

- (1) **躍動感** あふれる産業のまち・雄武 ～地域産業の振興と雇用の創出～
- (2) **安心感** の持てる福祉のまち・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～
- (3) **達成感** から学ぶ教育のまち・雄武 ～教育文化の振興と拠点づくり～
- (4) **快適感** を満たす環境のまち・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～
- (5) **連帯感** を高める協働のまち・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～

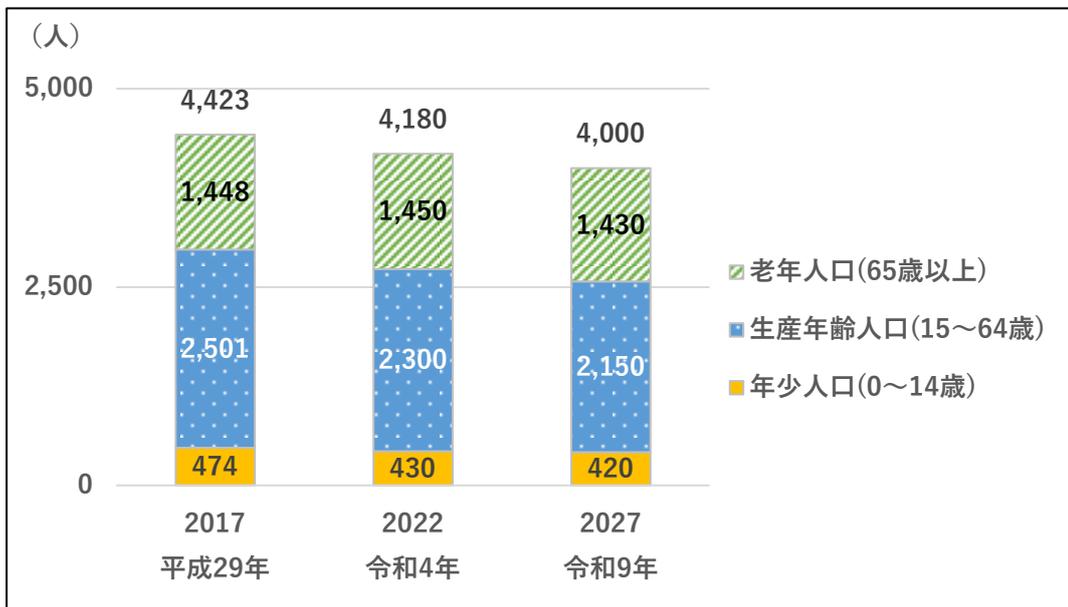
第2章 目標人口

平成27(2015)年度に策定した「雄武町人口ビジョン」では、10年後(令和7年)の総人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計では3,800人台になるところ、出生率や社会減等の回復により4,100人台をめざしていくものとなりました。

第6期総合計画においても、人口減少を総力で打開するまちづくりを推進し、令和9年に4,000人の堅持をめざします。

令和9年の年齢区分別人口は、年少人口420人(10%)、生産年齢人口2,150人(54%)、高齢人口は1,430人(36%)をめざします。

目標人口



関連指標

項目	平成28(2016)年度 実績	令和3(2022)年度 実績	令和9(2027)年度 目標
社会増減 (転入者数-転出者数)	△23人 (1~12月)	△62人(※) ※新型コロナウイルス感染症の影響で外国人の社会増減が△50人。日本人の社会増減は△12人となっています。	プラスに
合計特殊出生率	1.48人 (20~24年度平均)	1.63人 (25~29年度平均)	1.8人

第3章 政策目標

我が町がめざす政策目標を以下のとおり設定します。

政策目標は、5つのまちづくり分野において、日々、町民が様々な活動をし、行政が個別の事務事業を実施する究極の目標に位置付けられるものです。

また、その内容の総括として具体的数値により示した「政策指標」を各政策目標に設定します。

1 躍動感あふれる産業のまち・雄武

時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と、常に新しいものに挑戦していく経営意欲を持った担い手が、オホーツクの自然の生産力・再生産力を活用して、産地間競争力・国際競争力の高い雄武ブランド産品を安定的に生産し、販路を広げています。

地球スケールの環境保全意識の高まりから、地域林業が産業として再生されてきています。地域資源の観光活用が進み、内外からの訪問客数が堅調に増加しています。

私たちは、地域産業の振興を通じて、「躍動感あふれるまちづくり」を進めます。

躍動感あふれる産業のまち・雄武

～地域産業の振興と雇用の創出～

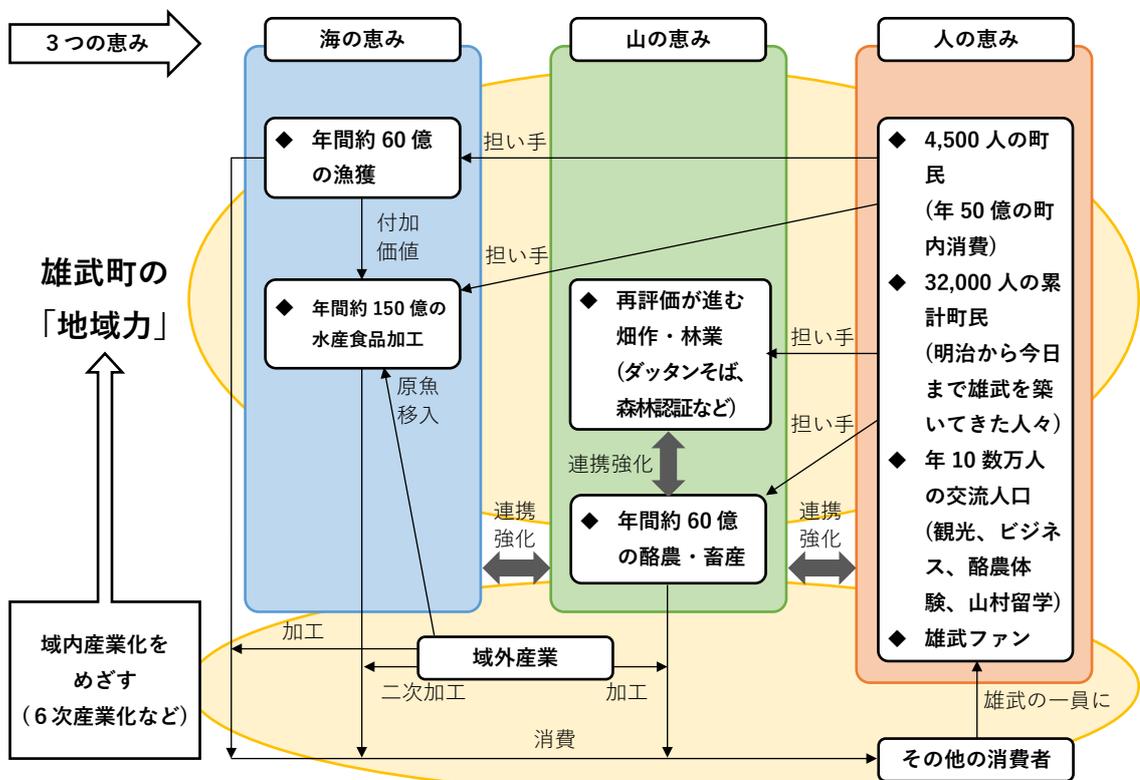
- ◆ 地域産業の成長による所得の向上と雇用の創出を図ります。
- ◆ 「モノづくり力」を高め、力強い雄武ブランド産品を生産します。
- ◆ 海、山、人の地域資源の活用・融合を図ります。

政策指標の設定

- ◆ 産業振興の成果を表す指標として、第5期総合計画基本構想に引き続き、就業率と漁業・農業生産額、食料品製造業出荷額を設定します。
- ◆ 就業率は、定住人口は減少するものの、高齢者の生きがい就業の増加などにより、維持をめざします。
- ◆ 漁業生産額は、漁獲量の増大と付加価値向上による上昇を見込みます。
- ◆ 農業生産額は、酪農の法人化による規模拡大と畑作の増加などを見込みます。
- ◆ 食料品製造業出荷額は、付加価値の向上などを図ることで上昇を見込みます。

項目	平成 28(2016)年度実績	令和 3(2021)年度実績	令和 9 (2027)年度目標
人口に占める就業率	62.9%	64.0%	65.0%
漁業生産額	48 億円	72 億円	80 億円
農業生産額	64 億円	71 億円	75 億円
食料品製造業出荷額	148 億円 (平成 26 年)	152 億円 (令和 2 年度)	170 億円

3つの恵みを生かした「躍動感あふれる産業のまち・雄武」の創造



2 安心感の持てる福祉のまち・雄武

町民みんなが心と身体の健康増進に積極的に取り組み、生きがいを持って生活しています。少子高齢化や障がい者の社会参加が進む中で、手助けが必要な方をまちぐるみで見守り、地域で子どもを育てています。

病気やけがをした時も、身近な地域で医療やリハビリが受けられ、重篤な事態にも救急車とドクターヘリが安心の砦となり、保健・医療・福祉のきめ細かいサービスに支えられ、自立した生活を送ることができています。

私たちは、保健・医療・福祉の充実を通じて、「安心感の持てる福祉のまちづくり」を進めます。

安心感の持てる福祉のまち・雄武

～保健・医療・福祉の充実～

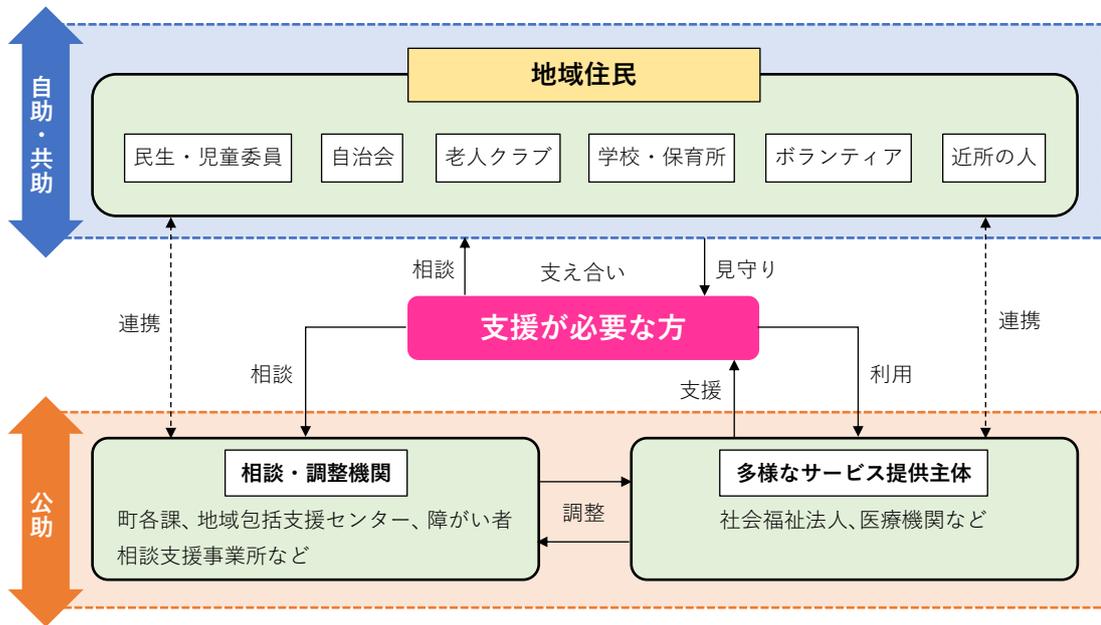
- ◆ まちぐるみの見守り、子育て、健康づくりを進めます。
- ◆ 安心して利用できる医療・介護・障がい者福祉サービスの充実に努めます。

政策指標の設定

- ◆ 保健・医療・福祉の成果を表す指標として、第5期総合計画基本構想に引き続き、地域医療の満足度、健康だと感じている割合、ボランティア参加率を設定します。
- ◆ 地域医療の満足度は、本来100%をめざすべきですが、「どちらでもない」という回答が多い選択肢の構成であることから、微増をめざします。
- ◆ 健康だと感じている割合は、健康長寿社会として8割水準をめざします。
- ◆ ボランティア参加率は、低下傾向にありますが微増をめざします。

項目	平成28(2016)年度実績	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標
地域医療の満足度 ※まちづくりアンケート	23.3%	8.1%	28.0%
健康だと感じている割合 ※まちづくりアンケート	72.8%	71.9%	77.0%
ボランティア参加率 ※まちづくりアンケート	19.5%	17.0%	22.0%

「自助・共助・公助のネットワーク」による
「安心感の持てる福祉のまち・雄武」の創造



3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武

学校教育の現場では、信頼と尊敬に満ちた教育が推進されており、子どもたちは、皆、郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもっています。

まちぐるみで学習活動やスポーツ活動を楽しみ、交流し、その成果がまちづくりに十分に活かされ、新たな文化創造につながっています。

本物で多様な文化にふれることで、豊かな創造力を育てています。

私たちは、教育・文化の振興を通じて、一步一步着実な「達成感から学ぶ教育のまちづくり」を進めます。

達成感から学ぶ教育のまち・雄武

～教育文化の振興と拠点づくり～

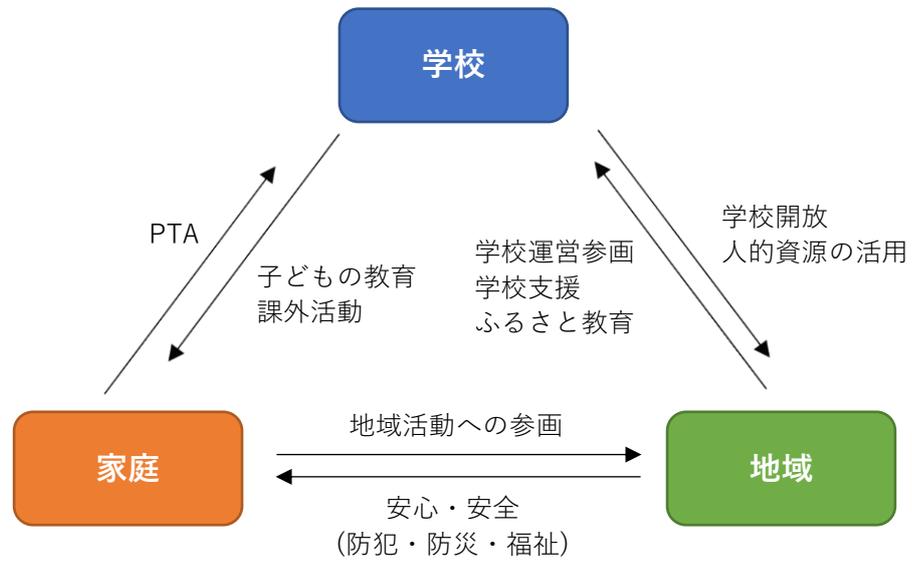
- ◆ 生きる力、学ぶ意欲を育成します。
- ◆ 町民による学習・スポーツ活動を通じ、地域文化の創造と、そのための拠点づくりを推進します。
- ◆ 町民が多様な文化にふれる機会を増やし、豊かな創造力を育てます。

政策指標の設定

- ◆ 教育・文化の成果を表す指標として、第5期総合計画基本構想に引き続き、小中学校教育、生涯学習環境、スポーツ振興、歴史・文化の町民満足度を設定します。
- ◆ いずれも、本来100%をめざすべきですが、小中学生の子がいない「どちらでもない」という選択肢の構成や、新図書館の整備に伴う効果等を勘案し、それぞれ20～25%程度への上昇をめざします。

項目	平成 28(2016)年度実績	令和 3(2021)年度実績	令和 9(2027)年度目標
小中学校教育の満足度 ※まちづくりアンケート	20.0%	7.5%	25.0%
生涯学習環境の満足度 ※まちづくりアンケート	16.9%	4.7%	25.0%
スポーツ振興の満足度 ※まちづくりアンケート	16.1%	5.5%	20.0%
歴史・文化の満足度 ※まちづくりアンケート	10.4%	4.2%	20.0%

学校・家庭・地域の連携による「達成感から学ぶ教育のまち・雄武」の創造



4 快適感を満たす環境のまち・雄武

町民一人ひとりが資源、エネルギーを循環・再利用する生活様式を積極的に取り入れ、子どもたちにその大切さを伝えています。恵まれた自然環境を、後世にわたって保全できる仕組みも整っています。

犯罪や交通事故が少なく、災害の予防活動が入念に行われており、下水道や公園など都市基盤も充実しています。また、冬道対策が整っているため、冬でも快適に暮らしています。路線バスの安定運行など、公共交通手段が確保されるとともに、時代に対応した高度情報基盤が高い水準で整備されています。

私たちは、生活環境・生活基盤の充実を通じて、「快適感を満たす環境のまちづくり」を進めます。

快適感を満たす環境のまち・雄武

～生活環境・生活基盤の充実～

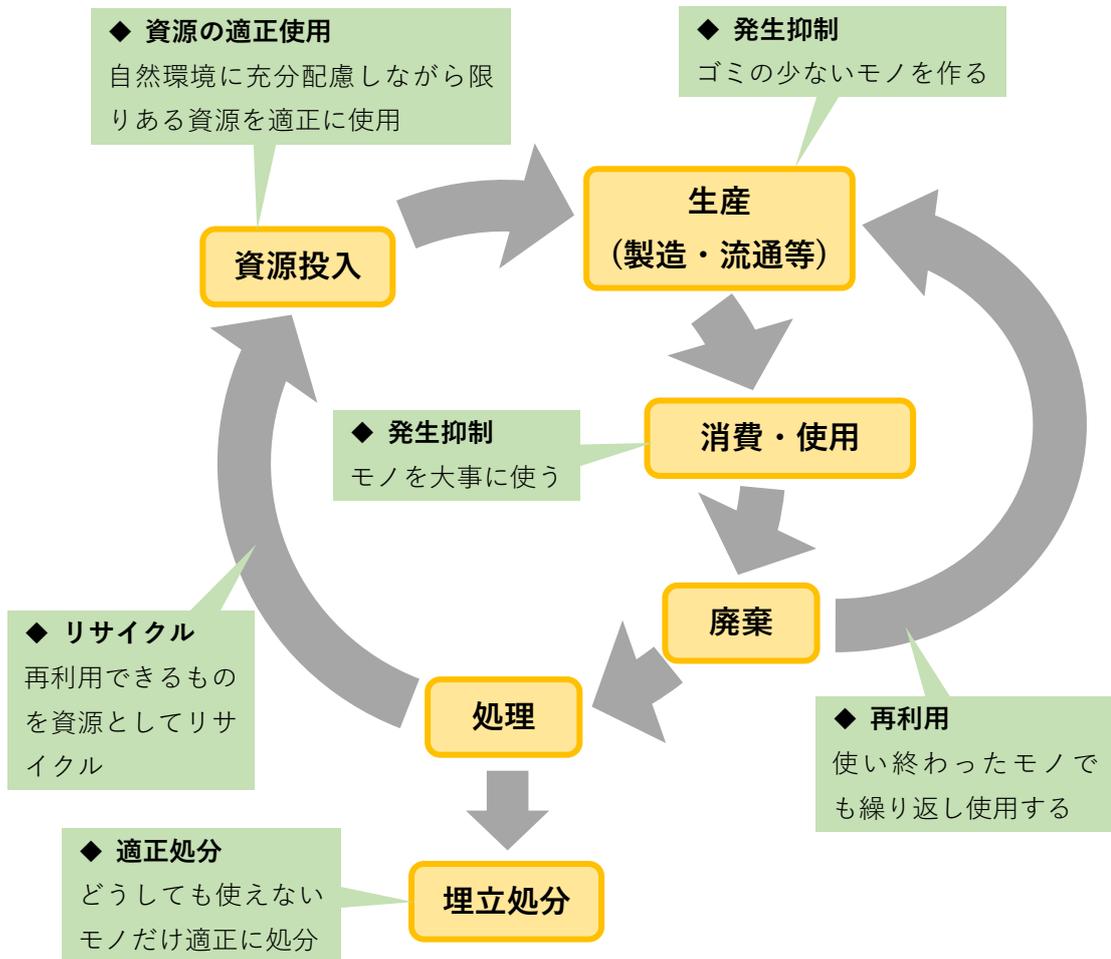
- ◆ 恵まれた自然環境を、後世に残します。
- ◆ 安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

政策指標

- ◆ 生活環境・生活基盤の成果を示す指標として、第5期総合計画基本構想に引き続き、環境分野では、環境にやさしい行動の実践度（5項目平均）を、生活基盤分野では公共交通の満足度を、生活安全分野では災害・犯罪・交通事故による死亡者数を設定します。
- ◆ 環境にやさしい行動の実践度（5項目平均）は、上昇傾向にあるため、10%増をめざします。
- ◆ 公共交通の満足度は、定住のための重要な基盤としてその維持確保を図り、5%増をめざします。
- ◆ 災害・犯罪・交通事故による死亡者数は、0人をめざします。

項目	平成 28(2016)年度実績	令和 3(2021)年度実績	令和 9 (2027)年度目標
ごみ減量化とリサイクル・ポイ捨てしない・冷暖房省エネ・節水・節電の実践度（5項目平均） ※まちづくりアンケート	64.8%	65.0%	75.0%
公共交通の満足度 ※まちづくりアンケート	25.1%	9.5%	30.0%
災害・犯罪・交通事故による死亡者数	4人 (20～29年度累積)	0人 (30～4年度累積)	0人 (30～9年度累積)

循環型社会づくりによる「快適感を満たす環境のまち・雄武」の創造



5 連帯感を高める協働のまち・雄武

「自分でできることは自分で」（自助）、「地域でできることは地域で」（共助）、「自分や地域でできないことを公共が支える」（公助）という「補完性の原則」を基本に、町民一人ひとりが、積極的に参画し、共に考え、共に創るまちづくりが推進されています。

社会の変化に柔軟に対応しながら、財源・公共施設・職員など行政資源を最大限に効率よく活用した行財政運営を行っています。

私たちは、自助・共助・公助による補完性の原則を踏まえ、「連帯感を高める協働のまちづくり」を進めます。

連帯感を高める協働のまち・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～

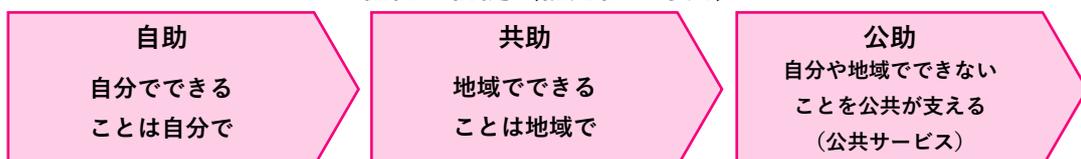
- ◆ 町民と行政が共に考え、共に創るまちを築きます。
- ◆ 行政資源を有効に活用する行財政運営を行います。

政策指標

- ◆ 「協働によるまちづくり」の成果を表す指標として、まちづくりアンケートに基づくまちの住みよさ、行財政運営の満足度を設定します。
- ◆ 第5期総合計画の取組全体を通じて、「まちの住みよさ」「行財政運営の満足度」について、いずれも現在より3%増、「町民参加がしやすいと感じている割合」は5%増をめざします。

項目	平成 28(2016)年度実績	令和 3(2021)年度実績	令和 9(2027)年度目標
まちの住みよさ ※まちづくりアンケート	68.3%	70.1%	72.0%
行財政運営の満足度 ※まちづくりアンケート	19.0%	7.5%	22.0%
住民参加がしやすいと感じている割合 ※まちづくりアンケート	14.8%	16.8%	20.0%

協働の前提（補完性の原則）



将来像と5つの政策目標

【将来像】

く郷土愛で築くく

次世代へ躍進するまち・雄武

【政策目標】

1. 躍動感あふれる産業のまち・雄武

～地域産業の振興と雇用の創出～

- ◆ 地域産業の成長による所得の向上と雇用の創出を図ります。
- ◆ 「モノづくり力」を高め、力強い雄武ブランド産品を生産します。
- ◆ 海、山、人の地域資源の活用・融合を図ります。

2. 安心感の持てる福祉のまち・雄武

～保健・医療・福祉の充実～

- ◆ まちぐるみの見守り、子育て、健康づくりを進めます。
- ◆ 安心して利用できる医療・介護・障がい者福祉サービスの充実に努めます。

3. 達成感から学ぶ教育のまち・雄武

～教育文化の振興と拠点づくり～

- ◆ 生きる力、学ぶ意欲を育成します。
- ◆ 町民による学習・スポーツ活動を通じ、地域文化の創造と、そのための拠点づくりを推進します。
- ◆ 町民が多様な文化にふれる機会を増やし、豊かな創造力を育てます。

4. 快適感を満たす環境のまち・雄武

～生活環境・生活基盤の充実～

- ◆ 恵まれた自然環境を、後世に残します。
- ◆ 安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

5. 連帯感を高める協働のまち・雄武

～協働によるまちづくりの推進～

- ◆ 町民と行政が共に考え、共に創るまちを築きます。
- ◆ 行政資源を有効に活用する行財政運営を行います。

第4章 土地利用基本構想

将来にわたっての生活や生産活動の基盤である土地の10か年にわたる利用構想を以下のとおり定めます。

1 市街地・集落での有効な土地利用の推進

住宅や事業所が乏しい市街地・集落地区については、老朽化した公共施設の更新や、公園や広場等の確保、空き地・空き家の流動化の促進などに努め、うるおいある生活環境や効率的な就業環境を維持できるよう、土地の有効活用を図っていきます。

とりわけ、雄武市街地については、都市機能の維持・強化を図るため、まちなか居住を誘導していきます。

2 優良農地の確保

農地は、我が町の基幹産業である農業の礎であることから、各種基盤整備事業の推進による高度利用を図るとともに、農地の流動化により、遊休農地や低利用地の有効利用に努めます。また、農用地の無秩序な転用を防止します。

3 自然環境の保全・活用

森林・湿地・原野・自然海岸など自然的土地利用が行われている地域については、その計画的な保護・育成に努めるとともに、生態系や水循環などへの影響や、防災面等に十分配慮しながら、住宅用地や産業用地としての転用や、観光・レクリエーション資源としての活用を検討していきます。

第3部

後期基本計画

施策の体系

本計画は、以下の体系で構成されています。

まちの将来像

政策目標

基本施策

〜郷土愛で築く〜
次世代へ躍進するまち・雄武

政策目標 1

躍動感あふれる産業のまち・雄武

- 1-1 農業の振興
- 1-2 林業の振興
- 1-3 水産業の振興
- 1-4 商工業の振興
- 1-5 観光の振興

政策目標 2

安心感の持てる福祉のまち・雄武

- 2-6 保健・医療の充実
- 2-7 高齢者支援の充実
- 2-8 子育て・子育ての充実
- 2-9 社会福祉の充実
- 2-10 社会保障制度の充実

政策目標 3

達成感から学ぶ教育のまち・雄武

- 3-11 学校教育の充実
- 3-12 生涯学習・生涯スポーツの推進

政策目標 4

快適感を満たす環境のまち・雄武

- 4-13 環境の保全
- 4-14 交通体系の整備
- 4-15 上・下水道の整備
- 4-16 住環境の整備
- 4-17 消防・救急・防災体制の強化
- 4-18 防犯・交通安全の推進
- 4-19 情報通信網の整備・充実

政策目標 5

連帯感を高める協働のまち・雄武

- 5-20 町民主体のまちづくりの推進
- 5-21 多様な交流の促進
- 5-22 効果的・効率的な行政経営

施策とSDGsの関連

本計画の基本施策が関連するSDGsのゴールは下記のとおりとなっています。



政策目標 1 躍動感あふれる産業のまち・雄武										
1-1 農業の振興	●	●					●	●	●	●
1-2 林業の振興	●						●		●	
1-3 水産業の振興	●	●							●	
1-4 商工業の振興	●	●				●			●	
1-5 観光の振興			●						●	
政策目標 2 安心感の持てる福祉のまち・雄武										
2-6 保健・医療の充実			●							
2-7 高齢者支援の充実										
2-8 子育て・子育ての充実	●			●						
2-9 社会福祉の充実				●					●	
2-10 社会保障制度の充実	●		●							
政策目標 3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武										
3-11 学校教育の充実				●						
3-12 生涯学習・生涯スポーツの推進				●						
政策目標 4 快適感を満たす環境のまち・雄武										
4-13 環境の保全								●		
4-14 交通体系の整備										
4-15 上・下水道の整備							●			
4-16 住環境の整備										
4-17 消防・救急・防災体制の強化			●							
4-18 防犯・交通安全の推進			●							
4-19 情報通信網の整備・充実										●
政策目標 5 連帯感を高める協働のまち・雄武										
5-20 町民主体のまちづくりの推進										
5-21 多様な交流の促進						●			●	
5-22 効果的・効率的な行政経営										

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



政策目標 1 躍動感あふれる産業のまち・雄武								
●	●	●	●	●	●		1-1 農業の振興	
	●	●	●	●	●		1-2 林業の振興	
●	●	●	●	●	●		1-3 水産業の振興	
●	●	●			●		1-4 商工業の振興	
●	●	●	●	●	●		1-5 観光の振興	
政策目標 2 安心感の持てる福祉のまち・雄武								
	●						2-6 保健・医療の充実	
●	●						2-7 高齢者支援の充実	
	●				●		2-8 子育て・子育ての充実	
●	●						2-9 社会福祉の充実	
	●						2-10 社会保障制度の充実	
政策目標 3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武								
	●						3-11 学校教育の充実	
	●						3-12 生涯学習・生涯スポーツの推進	
政策目標 4 快適感を満たす環境のまち・雄武								
	●	●	●	●	●		4-13 環境の保全	
	●						4-14 交通体系の整備	
	●						4-15 上・下水道の整備	
	●						4-16 住環境の整備	
	●		●				4-17 消防・救急・防災体制の強化	
	●					●	4-18 防犯・交通安全の推進	
	●						4-19 情報通信網の整備・充実	
政策目標 5 連帯感を高める協働のまち・雄武								
	●					●	●	5-20 町民主体のまちづくりの推進
●	●							5-21 多様な交流の促進
	●					●		5-22 効果的・効率的な行政経営

基本施策 1-1 農業の振興



雄武のめざす姿

意欲ある担い手によってゆとりある農業生産が行われ、我が国の食料供給基地の一翼を担っています。

現況と課題

- 計画的な土地の基盤整備は、農業の生産効率の向上が図られるとともに、農業生産額の増加に繋がります。現在、国営緊急農地再編整備事業（雄武丘陵地区）や公社営事業の実施により、土地の区画拡大や土地基盤の整備が進められており、耕作放棄地の発生防止や再生が進められていますが、より一層生産性向上と作業の効率化を図るため、引き続き、換地等による流動化を進め、農地の集積・集約化を進めることが重要です。
- 北オホーツク農業担い手対策協議会の設立とともに、令和3年度には、新規就農者の受入れに必要な研修牧場が整備され、令和4年度からは研修生の受け入れを開始するなど、担い手確保に対する体制強化が図られましたが、新規就農にあたっては、年齢や配偶者などの就農要件の厳しさなどもあり、近年は新規就農には至っていません。
また、新規就農者の確保・育成を図るため、担い手への農地の利用調整、遊休農地の発生防止、農業経営の継承を推進する必要があります。
- 町では、営農指導等の意見交換、情報共有を進め飼養管理技術の改善に努めています。
また、農業経営基盤の安定に向け、スマート農業技術などの最先端技術の調査、研究についても引き続き継続していく必要があります。
- 環境保全型農業直接支払制度の実施により、化学肥料や化学合成農薬の低減が進み、地球温暖化防止が図られるとともに、環境にやさしい循環型農業の推進が進められています。
しかしながら、経営規模の拡大、担い手不足、従事者の高齢化の進行等に伴う労働力不足により、家畜ふん尿の利用が十分に行われていない状況にあります。
引き続き、バイオガスプラントの導入に向けた検討や有機農業の推進等を通じた、安全・安心な農業の実現が求められています。
- 雄武地域地場産品推進協議会におけるイベントの開催により、町内で生産された韃靼そば等の販売のほか、試作メニューの開発などが行われています。
また、地域の活性化を図るため、雄武産農畜産物のブランド力の底上げは必要不可欠であり、今後は、令和4年度に設立された次世代につなぐ雄武町有機農業推進協議会の取組等により、雄武産農畜産物の付加価値を高めるとともに、そば打ち体験や親子レクの開催、給食への地元食材の無料提供など食育、地産地消の取組を通じて、地域の関係者が一体となった食育活動の推進が必要です。

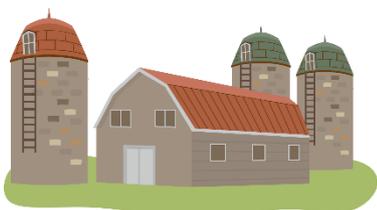
単位施策の内容

1-1 農業の振興

- 1-1-1 土地基盤の充実** 関係機関と連携しながら、圃場の大区画化や農地の集約化、かんがい排水、草地更新など土地基盤整備を円滑に推進し、地域の収益性の一層の向上を図ります。
- 1-1-2 担い手（人・組織）の強化** 担い手（人・組織）の確保に向けて、北オホーツク農業担い手対策協議会を中心とした新規就農支援の強化を図るとともに、協業法人化への取組支援の継続と雇用の拡大を図りながら、新規就農要件の見直しを検討していきます。また、農業委員会と連携して、担い手への農地の利用調整、遊休農地の発生防止、農業経営の継承を推進します。
- 1-1-3 生産技術の向上** 酪農経営における適切な飼料給与や植生改善、飼養管理技術の向上、優良後継牛の確保など、既存の地域課題やメガファーム化により生じる新たな課題に対する研究を進めます。
また、農業経営基盤の安定を図るため、関係機関と連携して、スマート農業技術などの最先端技術の調査、研究を進めます。
- 1-1-4 安全・安心な農業の振興** 家畜排せつ物の適正処理とバイオガスのエネルギー利用の検討・推進、畑作での土壌浸食防止対策や化学肥料低減対策の促進など、安全・安心な農業の振興に努めます。
- 1-1-5 農業による地域の活性化** 快適な農村環境づくりを進めるとともに、加工品の研究開発や学校給食、イベント等を通じた食育・地産地消などにより、地域の活性化につながる農業をめざします。
また、地域の共同活動に対する支援を継続し、地域資源の適切な保全を図り、農業・農村が有する多面的機能が適切に発揮できるよう支援します。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
農業生産額	億円	71	75
生乳生産量	t	45,585	49,000
農家戸数（生乳出荷）	戸	46	44
新規就農戸数	戸	0	2
農業生産法人数	法人	17	17





基本施策 1-2 林業の振興

雄武のめざす姿

百年先を見据えた地域林業により、木材や林産物が私たちの、そして全国の人々の生活に活かされています。

現況と課題

- 本町の森林資源は伐採適期を迎え、その多くが利用段階になっているものの、収入依存度の低下による森林所有者の経営意欲の低下や不在地主及び所有者不明森林の増加が課題となっています。
森林認証制度の更なる取得の促進により、木材の付加価値向上や森林環境譲与税を活用した支援により、森林所有者の森林整備負担軽減等を図っていくなど、適切な森林整備を行っていく必要があります。
- 地域住民が活用できる生活環境保全林等の保安林については、適切な維持管理により林内環境を良好に維持することで、森林の多面的機能の発揮に繋がっています。
自然とのふれあいや環境問題への関心が高まっているなか、育樹祭等のイベント参加者増への取組を行い、引き続き、みどりに対する意識高揚を図っていく必要があります。
- 林業においては、少子高齢化の進行等に伴う担い手不足が深刻化していることから、安定的な林業労働力の確保・育成を図るため、事業量の確保を行った上で労働条件の改善を促進するなど、魅力ある林業経営体の育成が必要です。

単位施策の内容

1-2 林業の振興

1-2-1 生産体制の強化

ICT等の先端技術の活用や林業機器の導入を進め、生産性の向上を図り効率的な森林施業を促進するほか、福利厚生面への支援や人材確保に成功している他業種の事例等を参考にして募集方法の多様化を図るなど、担い手の確保に努めるとともに、資源の循環利用による林業の成長産業化を図るため、森林施業の集約化、林業関連情報の整備、再造林等による適切な更新の確保や間伐等を引き続き実施していきます。森林の循環利用の促進を図るため、木材の生産・搬出に欠かせない路網の整備も併せて実施していきます。

また、森林の適正な管理と付加価値向上を図るため、私有林における森林認証「SGEC（PEFC）との相互認証」の更なる取得を促進し、地域森林の一層のブランド化と住宅や公共施設での地場産材の普及に努めます。

その他、森林環境譲与税を活用し地域の実情に応じた適切な森林整備を実施します。

1-2-2 多面的機能の発揮

森林の多面的機能を発揮させるため、北の魚つきの森の育成などによる上下流の生態系循環の確保や水源涵養・災害防止につながる治山事業の推進、公共建築物等における木材利用の推進、森林体験の拡大、特用林産物やバイオマスの活用などを進めます。加えて、これらの事業などを推進していくため、森林環境譲与税の活用を検討し、豊富な森林資源の適切な維持管理に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
町有林・私有林の人工造林面積	ha	107	110
町有林・私有林の除間伐面積	ha	163	240
森林作業員数	人	14	14
町有林の素材売払金額	万円	395	690
SGEC 森林認証取得面積	ha	5,303	5,493





基本施策 1-3 水産業の振興

雄武のめざす姿

流水が育む良好な生息環境のもと、多様な水産資源が適切に管理・漁獲され、雄武ブランドとして高い評価を受けています。

現況と課題

- ホタテは、漁場の正常化から水揚量は増加傾向にあるほか、ナマコは増養殖試験や漁業者が行う資源管理の取組により、資源量回復の兆しが見えてきています。一方、サケ・マスや毛ガニの水揚は好不漁を繰り返す不安定な状況となっています。
試験研究機関との連携や漁業者による資源管理を継続実施しつつ、海洋環境の急激な変動に対応するため、水産資源の生態を解明するなど、水産資源の保護・増大を図っていく必要があります。
- 町では、水産業全体の経営基盤強化を図るため、各種支援対策を実施しています。
生産・流通の拠点となる漁港においては、安全操業のための漁港内外の静穏度対策や衛生管理型施設の充実など、各漁港の機能性に応じた整備促進を推進する必要があります。
また、水産加工業においては、水産廃棄物処理に対する取組を強化するなど、処理コストの低減や環境保全対策による経営基盤の強化を図る必要があります。
- 漁港において、原魚の鮮度向上に必要となる衛生管理型施設が順次整備されていることにより、水産加工品の一層の品質向上が図られ、雄武ブランドの更なる高付加価値化による海外需要の拡大にも期待が寄せられています。
水産業の振興を図るうえで、消費・流通対策は生命線の役割を担っており、町内水産加工場のEU・HACCP 認証取得推進も視野に入れるとともに、海外輸出の促進を含めた、消費・流通対策の拡大を図っていく必要があります。

単位施策の内容

1-3 水産業の振興

1-3-1 水産資源の保護・増大

漁協などと連携しながら、貝殻散布や有害生物駆除などによるホタテ漁場の安定化、藻場造成による餌料環境の向上を図り、コンブ、ウニや根付魚類など水産資源の増大を図ります。

また、水産資源の管理を徹底するとともに、ホタテ稚貝放流やナマコの増殖試験調査などの取組を進めます。

1-3-2 経営基盤の強化

漁協などと連携し、担い手の育成・確保に努めるとともに、制度融資など経営体の経営安定につながる取組を進めます。

また、国・道と連携しながら、安全で安定した操業と生産性向上に向け、元稲府、雄武、沢木、幌内の各漁港及び関連施設の整備を進めます。

さらに、海難事故防止対策を充実するとともに、遊漁との共存ルールを徹底します。

1-3-3 消費・流通対策の拡大

漁協の EU・HACCP 認証取得に向けた取組を促進するなど、水揚げから加工・流通に至る衛生管理や鮮度・品質の保持を地域ぐるみで進め、雄武ブランドの付加価値を高めます。

また、効果的な販売戦略を創意・工夫し、消費の拡大につなげます。

さらに、消費者に対する理解を更に深めるために、水揚げや水産加工の見学・体験、漁港でのソフト的な取組なども展開していきます。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
		(令和3年度)	(令和9年度)
漁業生産額	億円	72	70
ホタテ生産量	t	20,507	18,000
サケ・マス漁獲量	t	2,862	2,200
漁業経営者数（雄武漁協組合員数）	人	109	108



基本施策 1-4 商工業の振興

雄武のめざす姿

地元産業が町民の暮らしを支えるとともに、高次加工や衛生管理の徹底により、全国さらには海外をマーケットにした活動を活性化させています。

現況と課題

- 商業・サービス業では、近隣市の大型小売店や通信販売などへの消費流出が多く、町内事業者の経営環境は依然として厳しいものとなっています。町内の商店数が減少している中、消費者の購買意欲の向上や新規創業による活性化が求められており、町では、融資制度及び創業支援事業による支援や、中小企業等振興事業を活用した生産性向上等をめざした施設改修等が活発化しています。
また、製造業においては、高品質な製品の堅実な生産と付加価値を向上させ、地場産業として継続・発展させていくことが必要となっています。
- 高齢化により車で買い物が困難で、日用品の購入に困る町民も少なくないことから、町では拠点販売事業で買い物環境向上と福祉とコミュニティ機能の充実に取り組み、また、空き店舗を活用した取組については、高齢者向けのサロンの提供と新規創業をめざした短期チャレンジショップの提供を支援してきました。
町民が安心して生活する上で商店街の活性化は必要不可欠であり、引き続き、商店の経営基盤強化及び利便性の向上を検討していくことが必要です。
- 町では、通年雇用が確保できない季節労働者を対象として、冬期雇用対策を行っているほか、広域的な通年雇用対策を行っており、雇用情勢については、幾分の改善が見られます。
季節労働者の就労環境は依然として厳しい状況にあり、通年雇用の促進につながる抜本的な雇用対策が求められています。また、高齢者や障がい者の雇用、子育て期の就労環境向上等、多様な対策も求められています。

単位施策の内容

1-4 商工業の振興

1-4-1 事業所の体力づくりへの支援 商工会等と連携し、町内企業の技術開発や情報化・近代化、環境対策などへの指導や経済的支援を進めるとともに、小規模事業者創業、異業種参入、ソーシャルビジネス化など、多様なビジネス展開を支援していきます。

また、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）などによる新たな返礼品の開発や需要の掘り起こしを一層推進します。

1-4-2 商店街の活性化と買い物環境づくりの推進 日常の食材、日用品等の購入に欠かせない地元商店の振興（プレミアム商品券の発行）を図るとともに、商工会と行政が連携し、買い物環境づくり（空き店舗の活用、拠点販売による買い物が不便な地域の解消など）を推進します。

1-4-3 勤労者の就労環境の向上 就労対策における、就労環境の向上や雇用の確保などを関係機関に働きかけていきます。

また、雇用安定に必要な住環境の整備について検討します。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
製造品出荷額等（食料品＋その他）	億円	－	155
新規創業者数	件	6	13
年間商品販売額	億円	48	50
サービス業就業者数	人	569	580
建設業就業者数	人	213	220



基本施策 1-5 観光の振興

雄武のめざす姿

我が町の観光資源が内外から高く評価され、観光客が堅調に増加しています。

現況と課題

- 町や観光協会を通して情報発信や PR 活動を継続して行っています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国全体で外出自粛傾向が長引き、令和2年度以降は、旅行者の減少やイベントの中止で観光入込客数が大きく減少しています。
観光業、商工業では、感染対策と観光客呼び込みの両面を充実させ展開する必要があり、観光協会とも更なる連携を図り、ウィズコロナの新しい日常に対応した、魅力ある観光地づくりに取り組むことが求められています。
- 観光協会と連携し、日の出岬を中心とした観光施設の魅力を発信するとともに、施設の維持や改修等を行っています。
今後、観光資源の発掘・魅力化による滞在型観光への促進を検討する必要があり、新たな取組に向けた検討を推進していく必要があります。
また、雄武町観光マスタープランの検証を実施し、当該計画の改訂に取り組むとともに、計画に基づき遊休施設の有効活用と町施設等の利用活性化を図っていく必要があります。

単位施策の内容

1-5 観光の振興

1-5-1 雄武観光の売り込み

観光マスタープランを推進するとともに、近隣市町村、道、旅行会社などと連携しながら、日の出、流氷、海岸、牧歌的景観、神門の滝、イナシベツの滝などの自然、第一次産業の恵みがもたらす食を中心に、各種フェアへの参加やSNSなどの情報ツールにより、全道・全国に雄武観光を売り込みます。また、都市部の居住者の好奇心や探究心に応える雄武ならではのストーリーやエピソードを整理し情報発信します。

1-5-2 雄武観光の魅力化

自然鑑賞や町内産業の体験メニューを「ホテル日の出岬のオプション・ツアー」として企画するなど、潜在的な観光資源の発掘・魅力化による滞在型観光の取組を展開し、グリーンツーリズム・マリンツーリズムとしてのアクティビティ化をめざします。また、町民の協力を得ながら、集客につながる地域イベントの充実を図るとともに、オホーツクサイクリングに代わる新イベントの研究を進めています。

その他、通年型土産品としての水産加工品やダッタンそば関連商品等の生産増強に努めるとともに、市街地区の観光拠点である「道の駅おうむ」の機能向上について調査検討を進めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
年間観光入り込み客数	人	85,400	120,000
紋別空港利用助成制度による観光客等人数 (町内宿泊施設)	人	1,291	2,200
観光イベント参加者数	人	イベント未実施	20,000



基本施策 2-6 保健・医療の充実

雄武のめざす姿

安心して医療を受けられる体制が確保されるとともに、健康で、元気に暮らす町民が増えています。

現況と課題

- 町広報紙や町公式ホームページでの情報発信に加え、母子保健事業の対象者及びその家族に、望ましい生活様式や食生活について情報提供するなど、一次予防等について普及啓発を行っていますが、各種健診の受診率が目標に到達していない状況です。
健診受診率の向上対策として、未受診者への個別訪問等を通じた実態把握を行い、受けやすい健診体制の構築が必要です。
- 子育て世帯における町外出身や共働き家庭の割合が増加傾向にあり、子育てに関する父母の負担感が高まっています。
父母の子育て負担の軽減や子どもの健やかな発育・発達のためには、地域で子どもを育てる環境づくりが重要となることから、相談機会の確保や関係機関との連携のもとで各種事業等を展開し、引き続き、子育て支援に対する全町的な普及啓発を図っていく必要があります。
母子健康包括支援センターの設置により、地域の支援体制強化やサービスの充実を図り、子育てしやすい環境づくりをめざしています。出生数が年々減少している一方で相談件数は増加しており、個別支援の重要性が高まっています。
- 町では、不妊相談や不妊検査・治療への補助のほか、不妊治療のため医療機関へ通院する際の交通費の一部助成も開始しました。また、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等も引き続き助成しており、「産みたい」希望に対する経済的負担の軽減を通じて若者定住につなげていますが、支援があることを知らない町民が多数いることから、支援の周知方法に工夫が必要です。
- 現代社会においては、こころの不調を感じる人が全国的に増加している傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により状況は深刻さを増しています。
地域のあらゆる場面における普及啓発を通じて、メンタルヘルス対策に対する幅広い町民からの理解と全町的な支援の環境づくりが重要です。
- 雄武町内では病院とクリニック各1施設が開設されていますが、地域性などから医師や医療従事者の確保が難しい状況にあります。
公立の医療機関である雄武町国民健康保険病院の体制維持に努めるとともに、地域包括ケア会議に参画するなどの取組を継続し、町民の安心の確保と地域の高齢者を支える地域包括ケアの確立が求められています。

単位施策の内容

2-6 保健・医療の充実

2-6-1 疾病の予防と健康の増進

生活習慣病患者やその予備群の減少に向け、一次予防に重点を置き、保健指導や栄養指導を効果的に行うとともに、特定健診や各種がん検診などの保健事業により、病気の早期発見、早期治療、重症化の予防を促進します。

2-6-2 親と子の健やかな成長の支援

すべての妊産婦、親子が切れ目のない必要な支援を受けることができるよう、相談窓口の機能充実や関係機関との連携強化を図り、妊娠・出産期や思春期・更年期等の健康の増進と乳幼児の疾病や障がいの早期発見、更には育児不安の軽減を図ります。

2-6-3 「産みたい」希望の実現

不妊相談や不妊検査・治療にかかる費用の助成、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行い、「産みたい」希望を実現し、若者定住につなげます。

また、妊娠を希望する夫婦が「妊活」をあきらめることがないように、相談等を通じた支援希望の把握に努め、支援内容の効果的な周知を図ります。

2-6-4 メンタルヘルス対策の推進

各種啓発や特定健診時に実施するアンケート調査などに加え、「雄武町のち支える計画」に基づき、地域や事業者が何をすべきかを明確にし、あらゆる場面で「気づきの網」を増やし、地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

2-6-5 地域医療の確立

町の地域状況や医療制度改正等に適切な対応を図っていくため、配置基準等に応じた医師及び医療技術者の充足数の確保とともに、その他必要とされる医療体制確保に向け、適切な人的配置や計画的な物的整備を推進します。

また、2次医療を担う広域紋別病院をはじめ、近隣病院や診療所との医療連携を継続するとともに、国保直診病院として地域包括ケアを推進します。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
40～74歳の内臓脂肪症候群の該当者・予備群の率	%	37.1	20.0
特定健康診査の受診率	%	28.0	40.0
健康づくり事業の参加人数	人	1,320	2,500
乳幼児健診の受診率平均	%	100.0	100.0
相談先がある親の割合	%	—	80.0
救急告示医療機関認定数（国保病院）	箇所	1	1

基本施策 2-7 高齢者支援の充実

雄武のめざす姿

高齢者が誇りと生きがいをもって、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

現況と課題

- 本町では、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議や介護サービスの事業者を参集したサービス担当者会議において、様々な視点からの意見を聞き、支援の必要な高齢者に対して、町内資源の中でその人にあった介護サービス等の提供に努めています。

この先、本町の総人口に占める高齢者の割合は、増加していくものと見込まれていることから、本格的な地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係者との更なる連携を図る必要があります。

また、いつまでも住み慣れた雄武町で暮らしていけるよう、高齢者の居住環境の整備方針についても、引き続き検討する必要があります。

- 令和4年1月1日現在の町総人口に占める高齢化率（65歳以上の割合、日本人のみ）は、35.6%となっています。こうした中、改正高年齢者雇用安定法により、70歳までの就労機会の確保措置が努力義務化され、労働力確保のほか、高齢者の活躍場面の拡大が求められており、高齢者が持つ技能や知恵を活かせる場所づくりを強化し、互いに大きな成果に結びつく仕掛けづくりが必要です。

引き続き、高齢者を対象とした施策を継続するとともに、人材確保につながる技術者登録制度の創設に向けた協議・検討など、高齢者が活躍することで生きがいを持って生活できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

単位施策の内容

2-7 高齢者支援の充実

2-7-1 安心して暮らせる 環境づくり

町（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉給付課）、介護サービス事業所、医療機関等の人材の育成・確保を図り、地域住民と連携しながら、いつまでも安心して暮らせる「地域包括ケア」を推進します。

高齢者一人ひとりの生活課題を的確に把握し、地域ケア会議等を通じて情報共有を図り、見守りや日常生活支援に努めます。

介護サービスについては、重度要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、状態の改善、重度化予防をめざす自立支援型介護の推進、認知症の本人主体の介護の推進を図るとともに、居住系高齢者福祉施設の整備について検討を進めます。

2-7-2 いきいきと活躍で きるまちづくり

高齢者が、いきいきと地域で活躍することで健康寿命の延伸につなげられるよう、福祉部門だけでなく生涯学習や産業分野とも連携しながら、老人クラブの活性化、自身が持つ技能や知恵を地域住民に伝える仕組みづくりや、外出しやすい環境づくりなどに努めます。

また、高齢者が持つ技能や知恵を生かすため、技能者登録制度の創設に向けた検討を行います。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
介護予防・日常生活支援総合事業の年間利用者数（実人数）	人	58	60
生活支援コーディネーターの人数	人	1	1
認知症サポーターの累計人数	人	434	600
居住系高齢者福祉施設の整備検討	－	内部検討	検討実施
高齢者が生きがいを持って生活している割合	%	54.7	85.0



基本施策 2-8 子育て・子育ての充実

雄武のめざす姿

子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み、育てています。

現況と課題

- 保育所全体の入所数は出生数とともに減少傾向にありますが、3歳未満児の入所ニーズは低下していません。また、保育所及び児童センターにおいて、発達障がい等により特別な支援を要する児童が増加傾向にあります。

こうした中、特に保育所においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により保育形態の変更を余儀なくされるなど、適正な受け入れ体制の維持が困難な状況となっており、保育士（正規職員）の増員確保が喫緊の課題となっています。
- 保育所に併設した子育て支援センターでは、親子教室や遊びの場の提供のほか、保育所入所前の子育て世帯へのサポートとして、保健師等と連携して発達に関する相談・援助を行っており、近年は要保護者支援に関する案件が増加傾向にあります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保育所では保育体制の見直しや保育活動内容の規模縮小・中止、子育て支援センターでは受け入れ制限等を余儀なくされていますが、保育、育児に精通する機関としての役割は重要であることから、子育てに関わる関係部署間で連携して、可能な限り育児支援体制の維持を図っていく必要があります。

引き続き、低年齢児及び障がい児保育の受け入れに応じるため、必要な人員の確保や施設の維持管理、環境整備等により、安心・安全な保育環境の維持が求められています。
- 子育て世帯に対する経済的支援は、概ね整備されているものの、子育て支援の満足度には結びついていない状況です。急速な少子化や核家族化の進行、保護者の就労環境の変化など、子育てを取り巻く環境は刻々と変化していることから、経済的支援のみではなく、子育てしやすい環境整備などソフト面の支援と併せて行うことが求められます。

単位施策の内容

2-8 子育て・子育ての充実

2-8-1 就学前保育・教育の充実

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、町の最重要課題であることから、引き続き必要な人員配置や老朽化する施設の整備を行い、児童の安全や成長に配慮しながら、保育所、児童センターを核とした「子育て」支援に取り組みます。

2-8-2 地域ぐるみの子育て支援

母子健康包括支援センターを中心として、地域子育て支援センターや児童センターと連携し、子育てに関する情報の提供や相談、交流の機会拡大に努め、親と子の健全育成と子育て不安の軽減を図るとともに、地域ぐるみの声かけ・見守り、放課後児童クラブ活動など、地域が一体となった子育て支援を推進します。

また、子ども家庭総合支援拠点が主体となって、関係機関と連携を図りながら、セーフティネットの一層の強化に努めます。

2-8-3 経済的負担の軽減

国や道、町の支援制度の周知を図るとともに、おむつ等の購入費の助成や保育料軽減、こども医療費助成やひとり親家庭医療費の拡大助成、学校給食費の全額助成など、町独自の制度の充実により、安心して子育てができるよう経済的負担の軽減・維持に努めます。

また、ソフト面の充実・強化を図り、孤立しない子育て環境の整備を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
保育所利用率	%	66.2	70.0
児童センター利用者数	人/日	44.8	70.0
子育て支援センターの利用件数	件	1,309	3,250
子育て支援（保育所・児童センター）の満足度	%	15.3	45.0
子育て支援（上記以外）の満足度	%	13.8	35.0



基本施策 2-9 社会福祉の充実

雄武のめざす姿

すべての人が、住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいきいきと参加しています。

現況と課題

- 少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や社会で支える力が弱まる中、社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体、学校などが連携し地域福祉活動に取り組んでいます。
しかしながら、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の重要性が高まっています。
- 本町は、障がいやその心配のある子どもがよりよい環境で生活や教育を受けることができるよう、支援者の専門性の向上等を目的とした相談や研修機会を設けるなど体制整備に努めています。
町内に専門機関がないため、西紋こども発達支援センターとの連携や療育アドバイザー事業の積極的活用を図りながら、専門職による相談機会の確保が必要です。また、学校の長期休業期間や放課後に障がいのある子を安心して預け入れできる体制の整備について、引き続き検討していく必要があります。
- 本町では、令和2年度に策定した「第7次雄武町障がい者計画」に基づき、各種施策の推進に取り組んでいます。この計画に基づき、地域活動支援センターが開設され、新たな交流の場の確保を支援することができました。
引き続き、障がいのある方とない方がともに集えるよう、障害福祉サービスや各種経済的支援を継続していくとともに、町内関係団体等と協力しながら、町内の地域活動支援センターを拠点とした交流の場や就労の場への支援が求められています。

単位施策の内容

2-9 社会福祉の充実

- 2-9-1 地域福祉活動の活性化** 高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会をめざし、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努めます。
- 2-9-2 発達支援の強化** 障がい児や発達に不安を持つ子が、無限の可能性を引き出し、心身の機能や能力の開発を行う療育・発達支援を受けられるよう、専門機関との連携強化を図るとともに、町での実施体制の強化に努めます。
- 2-9-3 障がい者が活躍できる環境づくり** 障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活し、住み続けられるよう、一人ひとりへのきめ細かなケアマネジメントのもと、各種経済的支援や地域活動支援センターを拠点とした障害福祉サービスの充実を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
社会福祉協議会ボランティア登録者数	人	38	40
福祉施設等での福祉体験の年間延人数	人	30	32
障がい者支援の満足度	%	8.6	25.0
障がい者への相談支援（サービス等利用計画作成）の利用者数	人	175	180
障がい者の日中活動の場の設置	箇所	1	1



基本施策 2-10 社会保障制度の充実

雄武のめざす姿

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営が図られています。

現況と課題

- 各種健診や保健事業は、町民の健康を守ると同時に医療費の増大による社会保障制度の圧迫を緩和する側面もあることから、町民の健康課題を分析した「雄武町データヘルス計画」と町民の健康増進を図るための基本的事項を示す「雄武町健康増進計画」に基づき取組を進めています。
各種健診や特定保健指導の必要性を浸透させるため、若年からの意識付けが重要であり、若年層の健診受診率の向上をめざしていく必要があります。また、国民健康保険においては、保険者努力支援制度の有効な活用が町国保運営の財政負担の軽減につながることから、各種取組を進める必要があります。
- 生活保護制度は、低所得者への社会保障として欠かせないものです。生活保護関連事務は北海道が行っていますが、町では民生児童委員のほか関係機関と協力しながら保護の相談及び申請書の提出を受け、福祉事務所に進達しているほか、生活保護適用者以外の低所得者への相談や支援を行っています。
引き続き、低所得者の自立と生活意欲の助長を図るため、関係機関や民生児童委員との連携のもと、実態把握に努めながら相談・支援が求められています。

単位施策の内容

2-10 社会保障制度の充実

- 2-10-1 医療保険制度の安定化** 制度の周知・啓発や適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導の推進、データヘルス計画に基づく保健事業の推進などにより、若年層における各種健診の受診率向上に努めるとともに、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組みます。
- 2-10-2 低所得者の自立の支援** 仕事や生活に対して困りごとや不安を抱えている方の相談先である自立相談支援事業所及び町内関係機関等との連携により、低所得者への相談・自立支援を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
国保被保険者1人当たり医療費の対全国平均値(3年平均)	%	87	85
1か月30万円以上の国保高額受診者数	人	106	100
生活保護率(人口に占める割合)	%	1.10	1.28

基本施策 3-11 学校教育の充実

雄武のめざす姿

郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

現況と課題

- 新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となり、各学校において「主体的、対話的で深い学び」の視点による授業改善が進められています。

また、国のGIGAスクール構想により、児童生徒にタブレットPCを配置し、ICTの活用を推進するため、学校ICT支援員を配置しました。その他、ふるさと学習支援員を配置し複式学級がある小規模校への学習支援を充実させています。

しかしながら、GIGAスクール構想によるタブレットPCの運用にあたっては、通信環境に不具合が生じるなど、対策が必要となっています。
- 少子化の影響により児童生徒数が減少しています。

教育施設については、現在、長寿命化計画に基づいた必要な整備改修を進めており、スクールバスについては、令和3年度で各車両の更新が完了しました。

教職員の働き方改革については、校務支援システムの導入や勤怠管理などにより業務改善、意識改革が進められているところですが、新学習指導要領による教育課題及び授業時数の増加や感染症対策などの新たな課題が発生しています。
- 令和2年度からコミュニティ・スクール協議会（学校運営協議会）が設立され、「地域とともにある学校づくり」を推進するための組織づくりを実現しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により十分な協議ができていません。

地域全体で子どもたちを守り育てていくため、コミュニティ・スクールの活性化を図り、学校が抱える様々な課題に対し、学校、家庭、地域と連携を図るとともに、学びの連続性を考慮し雄武高校にもコミュニティ・スクールの導入と連携が必要です。
- 雄武高校では、地域と連携した取組や、小規模校ならではの生徒個々の進路希望に対応したきめ細かい指導が進められているほか、生徒1人1台タブレット端末の貸与による授業改善の取組が行われています。

町では、大学等への進学者に対する独自の奨学金制度や就職者等への給付金制度などの創設により、魅力ある高校づくりへの取組を拡充しています。

人口減少・少子化の影響により、今後、児童数が減少することが見込まれることから、高校存続対策をより一層推進するため、人口減少・定住対策と連動した事業展開や生徒・保護者に対する経済支援等の継続、小中高の連携や地域と一体となった取組を強化させる必要があります。

単位施策の内容

3-11 学校教育の充実

3-11-1 小中学校の教育内容の充実

児童生徒一人ひとりに配慮しながら、個性を生かす教育を推進し、保育所・小中学校・高等学校間の情報共有や連携を図りながら、基礎・基本を定着させ、自ら学ぶ意欲を引き出す教育を推進します。

児童生徒の「生きる力」を育むため、主体的、対話的で深い学びにつながる、自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。

3-11-2 小中学校の教育環境の充実

授業改善の取組などにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、教職員の働き方改革の推進等により効果的、効率的に推進します。老朽化している教育施設については、長期的な視点をもって計画的に整備・改修を推進します。また、地域ぐるみの学校安全対策を促進し、安心して安全な教育環境の実現を図ります。

3-11-3 開かれた学校づくりの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、きめ細かな相談・指導を構築し、開かれた学校づくりを推進します。また、コミュニティ・スクールを核として、学校・家庭・地域が連携した「地域とともにある学校づくり」を推進します。

3-11-4 魅力ある高校づくりに向けた支援の強化

雄武高校については、入学する生徒、保護者に対する各種助成のほか、ICT教育、進学者や就職者等への支援を継続するとともに、魅力ある学校づくりのため、小中学校や地域と連携した取組を強化し、地域に必要な高等学校としての機能を高めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「将来の夢や目標を持っている」と回答した小学6年生の割合	%	80.0	85.0
「将来の夢や目標を持っている」と回答した中学3年生の割合	%	73.6	75.0
「学校の授業以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり1時間以上勉強している」小学6年生の割合	%	36.0	65.0
「学校の授業以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり1時間以上勉強している」中学3年生の割合	%	20.6	65.0
特別支援教育支援員の人数	人	5	5
外国語指導助手（ALT）の人数	人	2	1
教育相談員の人数	人	1	1
雄武中学校から雄武高等学校への進学率	%	61.1	65.0

基本施策 3-12 生涯学習・生涯スポーツの推進

雄武のめざす姿

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習やスポーツを楽しみ、その成果が豊かなまちづくりに還元されています。

現況と課題

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町主催の「町民大学」「いきがい大学」などの学習講座が延期、縮小、中止など、町民の学習活動の機会が減っています。
このような中、各種感染症対策を実施しつつ、生涯を通じた学習機会を提供し、グループの自主的な学習活動を支援するとともに、様々な学習活動によって得た知識や成果を地域やまちづくりに生かせるような仕組みを構築する必要があります。
- 少子高齢化や人口減少によるスポーツ競技人口の減少、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種スポーツ大会、教室及びイベントが縮小、延期、中止となるなどスポーツ活動の機会は減っていますが、中高校生においては、全道・全国大会で活躍する選手も増えてきています。
各種スポーツ大会、スポーツ教室を効果的に開催し、スポーツを通じた町民の健康維持・増進を図るとともに、年齢や性別に関わらず、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備が求められています。
また、町内の各スポーツ施設については、老朽化が著しく、長期的な視点から長寿命化改修などの整備が必要です。
- 令和元年8月の新図書館「雄図（ゆ〜と）ぴあ」オープン以降、蔵書資料の充実が図られ、町民の学びの拠点として徐々に定着してきています。また、郷土資料のデジタル化や学校のニーズに応じて移動図書館を拡充させるなど、読書活動を推進しています。
町民の読書活動を促進させるため、引き続き、各種イベントによる読書意欲の喚起、学校図書室との連携及び支援の充実を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により芸術鑑賞、文化講演会など事業が実施できておらず、町民文化祭や各団体の活動も縮小や活動の制限を余儀なくされています。
各種感染症対策を実施しながら、芸術や文化に触れる機会を確保し、町民の豊かな創造性や感受性を育み、心豊かな生活の実現をめざす必要があります。

単位施策の内容

3-12 生涯学習・生涯スポーツの推進

3-12-1 生涯学習活動の推進

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習活動を楽しみ、個人の生活や仕事だけでなく、まちづくりにも生かされるよう、地域課題に対応した学習機会の提供や自主グループの活性化を図るとともに、指導者の育成や活動の基盤となる各施設・設備の適切な運営管理と長寿命化改修等を推進します。

また、雄武町の未来を担う人材を育成するため、学力のみならず郷土を学ぶ体験型の学習を加えた総合型の学習塾開設をめざします。

3-12-2 生涯スポーツ活動の推進

町民が幅広いスポーツ活動に参加・継続できるよう、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な活動展開を促進します。また、老朽化しているスポーツ施設については、長期的な視点で整備・改修等を推進します。さらに、子どもたちがトップアスリートにふれる機会づくりに努めるほか、全道・全国大会への参加経費の一部助成などにより競技スポーツの振興を図ります。

3-12-3 図書サービスの充実

町民の読書活動を促進させるため、リクエスト本や幅広いジャンルからの図書資料の充実を図るとともに、図書館まつりをはじめとした企画イベントの拡充や図書館システムの拡張による学校図書室との連携、支援の強化を推進します。

3-12-4 芸術・文化の振興

町民が優れた芸術・文化にふれる機会を継続的に提供していくとともに、町民の自主的な芸術・文化活動を引き続き支援していきます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
町主催学習講座の参加率	%	25.2	30.0
青少年健全育成活動の年間実施回数	回/年	5	6
週に1回以上、1年以上継続してスポーツ活動を行う町民の割合	%	15.2	20.0
町主催スポーツ講座の参加率	%	17.6	25.0
町民1人当たりの年間図書貸出数	冊/年	7.9	10.0
町内での芸術・文化鑑賞の機会の年間延回数	回/年	1	5
おうむ陶芸工房年間延利用者数	人/年	526	600



基本施策 4-13 環境の保全

雄武のめざす姿

生態系や水、資源、エネルギーなど自然の循環メカニズムが保全されるとともに、公害がなく、美しい景観のまちづくりが進められています。

現況と課題

- 鳥獣保護区や原生林・湿原など自然性の高い地域の保全にあたっては、野生動植物の現状を的確に把握するとともに、生物多様性の保全に配慮し、有害鳥獣捕獲等も含めて自然環境の保護・再生に努めています。
農地開発や地球温暖化等の影響により、野生動物の生息域が減少し、人間の生活圏と野生動物生息域が交わる場面が生じるようになってきていますが、森林保全を積極的に行い、人と野生動植物との共生に配慮した環境保全が必要となっています。また、地球温暖化につながる温室効果ガスについては、地球的規模の対応が求められており、将来的に環境負荷の少ない廃棄物の処理方法の検討が必要です。
- 町では、町民と行政が協働して美しい景観・環境づくりを進めるため、育樹運動や花壇づくりに取り組んでいます。また、令和2年度に「合葬墓」を整備、令和4年度には「雄武斎場火葬炉入替工事」を実施し、墓地及び火葬環境の向上が図られました。
ふれあい町づくり応援事業（花壇づくりやごみ拾いによる環境整備）の実施自治会数の増加を促進するとともに、不法投棄や公害等監視活動の継続的な実施、墓地墓園・斎場設備等の安定的な運用により、町民生活に支障を来すことのないよう努めていくことが求められています。
- ごみについては、令和4年度から、本町の一般廃棄物の一部（年間120t）を西紋別地区広域ごみ処理センターに搬出処理することが決定したところですが、最終処分場の延命化を図るための具体的な対策が必要です。
また、し尿等については、雄武・興部・西興部3町村の共同処理施設が令和3年度から稼働し、安定的な処理が行われていますが、共同処理施設の適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 地域の課題となる家畜糞尿処理対策として、バイオガスの活用について調査・研究を継続しています。
バイオガスプラント建設と再生可能エネルギーの活用については、FIT制度における買取価格の改正や電力の系統接続における出力制御の関係など各種課題が多く、各関係者間で協議を進めていますが、調査・研究の継続が必要です。

単位施策の内容

4-13 環境の保全

4-13-1 自然環境の保全と 環境美化の推進

住宅地や農地などの生活空間での無秩序な乱開発を抑制するとともに、鳥獣保護区や原生林・湿原など自然性の高い地域では、野生動植物の現状を適確に把握した上で、生物多様性の保全に配慮し、関係団体と連携を行い、有害鳥獣による被害防止の取組を進めます。

地球環境の保全意識を啓発するとともに、公共部門が率先して温室効果ガスの排出抑制の具体的な行動を実践し、まちぐるみの取組につなげます。

不法投棄や公害等監視活動を継続的に実施するとともに、魅力的な景観づくりに向けて、ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の促進などにより政策効果を高めます。

斎場施設の長寿命化や火葬作業員の確保を図りつつ、最新機能を備えた火葬炉設備の適切な維持管理により、墓地墓園・斎場設備等の総合的かつ安定的な運用を図ります。

4-13-2 ごみ・し尿処理の推進

一般廃棄物については、ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみ）の適正な分別・処理を推進し、リサイクル率の向上をめざすとともに、ごみの減量化についても、環境に配慮した、ごみを出さないライフスタイルを啓発しながら、ごみの3Rを推進します。

し尿については、雄武町・興部町・西興部村の3町村による共同処理を引き続き推進します。

4-13-3 エネルギーの有効利用

LED照明などの省エネルギー機器の利用や、空調の適正管理など、省エネルギーを啓発するとともに、小水力や畜産排泄物など再生可能エネルギーの活用を検討します。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
環境保全関係各種規制区域面積（鳥獣保護区）	ha	830	830
ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の実施自治会数	自治会	1	10
公害等監視活動の年間実施回数	回/年	4	5
公害発生件数	件	0	0
不法投棄発生件数	件	1	0
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	g	878.0	825.8
ごみリサイクル率	%	40.2	50.0
最終処分場の年間ごみ埋立量	m ³	1,091	1,005

基本施策 4-14 交通体系の整備

雄武のめざす姿

冬道対策など道路環境の向上と公共交通の確保が図られています。

現況と課題

- 国道の防雪対策、道道美深雄武線拡幅については、順次整備が進められています。
町の事業としては、冬期間の安全な通行の確保を図るため、除雪や凍結路面などの冬道対策を実施しているほか、町道の整備、橋梁及び道路施設の修繕を進めていますが、国の補助金を充当している事業については、補助金額の配分の縮小に伴い、優先順位を定めて事業を進めており、国・道と連携しながら、計画的な整備を進める必要があります。
- 町では、地域生活に必要な移動手段であるバス路線の維持確保のため、2路線のバス事業者に対し運行経費の補助を実施するとともに、オホーツク紋別空港の紋別・羽田直行便の通年運航の維持確保のため、本町を含む関係市町村による運賃助成を実施しています。また、管内全市町村の広域による地域公共交通計画策定に向けて、法定協議会での協議を進めています。
バス2路線の維持確保は図られているものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、バス事業者の経営環境は一段と厳しさを増しており、高齢化社会における交通弱者の増加等の状況を踏まえ、町民や関係機関等との協議を行いながら、将来の持続可能な公共交通等の方向性について検討していく必要があります。

単位施策の内容

4-14 交通体系の整備

4-14-1 道路環境の向上

国道・道道については、都市間アクセスの向上を図るため、国道 238 号の防雪対策の推進、道道の拡幅事業の未整備区間の推進を働きかけるとともに、予防保全型の維持管理を促進します。また、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会の構成自治体として、災害時等における交通網確保の観点から、全線開通に向けた取組を推進します。

町道については、町の各種関連計画に基づき、生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線の整備を進めるとともに、道路附属施設や橋梁の長寿命化のための修繕を順次進め、予防保全型の維持管理のもと、ライフサイクルコストの削減に努めます。

除雪や路面凍結対策、堆雪対策、吹雪対策など、冬の安全対策を引き続き進めるとともに、沿道景観づくりなど、人と環境にやさしい道づくりに努めます。

4-14-2 公共交通の維持・確保

町内や近隣市町村へのアクセス手段として、既存のバス路線の維持・確保を図るとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画を策定し、コミュニティバスやデマンドバス交通など、多様な地域公共交通の研究を進めます。また、宗谷本線活性化推進協議会及びオホーツク圏活性化期成会石北本線部会の構成自治体として、JR 宗谷本線及び石北本線の維持・存続活動を推進します。雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業を引き続き推進し、羽田直行便維持確保の促進を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)
町道延長	km	271.8	272.1
町道改良率	%	80.6	80.8
町道舗装率	%	60.2	60.4
除雪の満足度	%	21.8	50.0
民間バスの路線数	路線	2	2
オホーツク紋別空港の羽田直行便運航期間	箇月	(通年) 12	(通年) 12
オホーツク紋別空港の年間搭乗者数	人	37,374	78,000



基本施策 4-15 上・下水道の整備

雄武のめざす姿

良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。

現況と課題

- 安全安心で良質な水道水を安定供給できるよう、老朽化した配水管及び浄水場施設設備の更新、漏水調査の実施に伴う漏水箇所の修繕、計量法に基づく量水器の更新、施設の安定稼働及び維持管理経費削減に向けた施設管理委託業務を実施しているものの、有収率が低い状態であることから、更なる有収率向上に向けた取組と水道関連設備の適切な維持管理・更新が必要となっています。
また町では、国の要請に伴い、令和6年4月からの簡易水道事業の地方公営企業法適用に向けた移行事務を執り進めており、より一層の安定的・効率的運営への取組が求められています。
- 下水道施設の更新は、ストックマネジメント計画に基づき計画的に実施しています。
公共下水道区域内の未整備地区は概ね整備済みとなっており、施設の安定稼働及び維持管理経費削減に向けた施設管理委託業務を実施しています。
公共下水道事業についても、令和6年4月からの地方公営企業法適用に向け、遅滞なく移行事務を執り進める必要があります。
し尿等の処理については、雄武町・興部町・西興部村の3町村の共同処理施設が、令和2年度に完成、令和3年4月1日から供用開始しており、既存施設である西紋別地区環境衛生センターの解体を令和4年度と令和5年度の2か年で実施する必要があります。

単位施策の内容

4-15 上・下水道の整備

4-15-1 水道の安定供給

水道は町民の日常生活に欠くことのできないライフラインであり、良好な水を安定供給するため、老朽配水管・送水管や浄水施設設備の更新を進めるとともに、有収率向上を目的とした漏水調査と修繕を実施しながら適切な維持管理に努めます。

地方公営企業法適用により、経営状況を的確に把握し、経費削減に努めつつ経営の健全化に取り組み、簡易水道事業の将来にわたる安定的な経営を図ります。

4-15-2 下水道の安定処理

公共用水域の水質保全並びに快適な居住環境を確保するため、処理施設設備の更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、合併処理浄化槽の設置促進により、更なる汚水処理の普及を図ります。

地方公営企業法適用により、経営状況を的確に把握し、経費削減に努めつつ経営の健全化に取り組み、公共下水道事業の将来にわたる安定的な経営を図ります。

引き続き、雄武町・興部町・西興部村の3町村による、し尿、浄化槽汚泥の共同処理を行うとともに、既存施設である西紋別地区環境衛生センターの解体についても計画的に実施します。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
水道普及率	%	94.8	95.0
水道有収率	%	73.8	90.0
水道の満足度	%	21.3	50.0
汚水処理人口普及率	%	84.7	85.0
水洗化率	%	88.0	100.0
下水道の満足度	%	20.9	50.0
合併処理浄化槽年間補助件数	基	6	10

基本施策 4-16 住環境の整備

雄武のめざす姿

人と自然にやさしい良好な住宅が確保され、公園・緑地が充実し、機能的で魅力あふれる住環境が形成されています。

現況と課題

- 本町では、よりよい住環境形成を目指し、「雄武町快適住まいづくり促進条例」に基づき、住宅の購入・増改築・改修等に係る費用の一部を助成する「雄武町快適住まいづくり促進事業」を実施しています。
「雄武町快適住まいづくり促進事業」は、令和2年度で終了となる予定でしたが、引き続き、町民が安心して快適に暮らすための住宅整備を促進するため、事業期間を5年間延長しました。しかしながら、事業の利用に対する申請が多数となっており、今後の運用方法の検討が必要です。
その他、令和5年度から雄武町空家等対策に係る補助制度の創設をめざしていますが、補助の内容については慎重な精査が必要です。
- 町では、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽狭隘住宅団地の建替や既存町営住宅の長寿命化を図るための計画的な改修を実施しています。
引き続き、町民の住宅ニーズや住宅需要への対応のため、更新期を迎えつつある老朽・狭隘化した公営住宅の建替計画の推進が必要です。
- 都市計画については、都市計画区域、用途地域についての変更はありません。
町では、公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、町民や来訪者の交流の場として、更には災害時の避難場所として重要な機能を担っていることから、公園施設等の適正な維持管理を行っています。
引き続き、町民が、憩いの場として安全・安心に緑地・公園等を利用できるよう、既存施設の改修や公園施設の将来の改築に係るコスト縮減を図りながら、長寿命化計画に基づく老朽施設等の更新及び施設の適切な維持・管理に万全を期する必要があります。

単位施策の内容

4-16 住環境の整備

4-16-1 良好な住空間の形成

雄武・魚田、沢木、幌内の各地区において、必要な都市基盤の整備と空き家・空き地の有効活用により、都市機能がコンパクトに集積した良好な住空間の形成に努めます。

住宅施策については、住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、また、バリアフリー、耐震、省エネルギーなど、住宅の基本性能の向上が図れるよう、国・道と連携しながら支援を進めます。

また、宅地・住宅の分譲・賃貸に関する情報の集約・提供、コーディネートを充実します。

4-16-2 町営住宅の適切な運営

既設の町営住宅で町民が安心・快適に暮らし続けられるよう、長期的な需給動向を踏まえた老朽施設の更新・転用・廃止を計画的に進めるとともに、予防保全的型の維持管理を進めます。

4-16-3 都市計画・公園・緑地整備の推進

市街地の魅力化に必要なかつ有効な都市計画事業を推進し、自然環境と調和したまちづくりの実現をめざします。また、公園・緑地の魅力を保てるよう、町民と協働しながら、芝や樹木の手入れなど、適切な管理運営を進めるとともに、施設・設備の計画的な補修を進めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
快適住まいづくり促進事業の延べ利用件数	件	223	180
町営住宅管理戸数	戸	278	269
町営住宅建替戸数	戸	5	17
公園の満足度	%	21.9	50.0



基本施策 4-17 消防・救急・防災体制の強化

雄武のめざす姿

地域ぐるみであらゆる災害・有事に対する備えが整うとともに、安心できる消防救急体制が確立しています。

現況と課題

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、総合防災訓練の実施見送りを余儀なくされていますが、自治会を対象とした避難所運営訓練や小学校における1日防災学校、職員の防災ワークショップなどの取組については可能な限り実施しています。令和4年度には、地域防災計画並びに業務継続計画（BCP）を策定しました。

また、令和3年度には、オコツナイ・ポンオコツナイ川の拡幅工事が完了となったほか、災害備蓄倉庫の整備を行い、備蓄資材の充実に努めています。

今後も、自主防災組織の設置促進をはじめ、災害時要支援者名簿や備蓄資材を活用した訓練の実施、地域防災計画等に基づくわかりやすい防災冊子の全戸配付やWebコンテンツの公開など、大規模災害に備えた地域の防災意識の向上を図っていくことが重要です。
- 複雑多様化する災害に対応するため、消防団員と職員による連携強化が図られています。また、需要が高く高度な質が求められている救急対策については、救急救命士の資格取得者を増員し、各種研修等に派遣するほか、高規格救急車の計画的更新が行われています。

しかしながら、少子高齢化や就業構造の変化等により、消防団員の確保や活動参加が難しい状況となってきており、今後、消防活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

その他、救急現場における高度かつ安全で確実・迅速な救命処置を行うため、救急救命士の充実強化が必要です。
- ロシア軍のウクライナ侵攻や北朝鮮のミサイル発射などによって、国際社会の緊張感が高まるとともに、町民生活や地域経済にも不安が広がっており、国民保護等に関する危機管理の重要性が増しています。

国民保護対策に関しては、情報の収集や伝達機能の強化に努めるとともに、町民・行政職員の危機意識の高揚を図っていくことが重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行開始から2年以上経過した今もなお、終息が見通せない状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策本部において継続的な対応を行っています。

新型コロナウイルス感染対策に関しては、新型コロナウイルス感染症対策本部による全庁的な対応を継続し、集団感染の発生防止や感染者等の療養支援対策等を粘り強く展開していく必要があります。

単位施策の内容

4-17 消防・救急・防災体制の強化

4-17-1 災害予防対策の推進

大規模災害が起こっても、広域的な応援を得ながら情報伝達や避難、応援要請、医療救護、避難所運営、被害調査と応急復旧など必要な応急対策を迅速・的確に実施できるよう、研修・訓練等を通じて町民・行政職員の防災意識を高め、知識・技術を普及します。

行政区や事業所での自主防災組織の構築及び育成、災害時要配慮者一人ひとりへの個別支援の体制づくり、防災対策工事の推進など必要な予防対策事業を進めるとともに、災害時における通常行政事務を継続・再開するために策定した「業務継続計画（BCP）」の運用を進めます。

地域防災力の向上を図るため、町民、地域、行政の協働体制を構築し、関係機関と連携した参加型の取組の実施を図ります。

4-17-2 消防・救急体制の充実

町民の防火意識の高揚、救急・救命に関する知識・技術の普及を推進します。

消防職員・消防団員の育成・確保、消防救急車両・資機材・消防水利の計画的な整備・更新を図ります。

火災予防体制、救急高度化を推進するとともに、消防職員・団員等に実践的な教育訓練を実施し、資質の向上を図ります。

4-17-3 危機管理対策の強化

国民保護に関しては、世界経済・軍事情勢等の動向を注視しながら、初動対応に有効な情報伝達体制の維持強化に努めます。

各種感染症対策に関しては、感染症予防対策を徹底するとともに、ウイルスの特性に応じた柔軟かつ効果的な対策を講じます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
防災訓練等の年間実施回数	回	3	3
自主防災組織数	組織	4	15
消防団員数	人	105	108
消防団員の年間訓練回数	回	2	2
救急救命士数	人	11	8



基本施策 4-18 防犯・交通安全の推進

雄武のめざす姿

地域ぐるみで防犯や交通事故防止に取り組み、犯罪や事故のない安全なまちが実現しています。

現況と課題

- 本町では、犯罪発生回数の低減が図られ、安定した治安の維持が図られていますが、特殊詐欺が全国各地で発生する中、本町においても令和3年度に詐欺被害が1件認知されています。
また、河口付近における釣り人の迷惑行為が問題となっており、地域住民や警察等と連携したマナー啓発活動に取り組んでいます。
劣悪な犯罪や特殊詐欺被害、消費者被害、迷惑行為などから町民を守るため、今後も警察や関係団体（防犯協会・暴力追放運動推進協議会・消費者協会）、学校や家庭等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を推進していくことが重要です。
- 現在、関係機関と連携し、交通事故防止の啓発運動及び区画線塗装やスノーパールの整備を行い、交通死亡事故ゼロの継続が図られています。令和4年12月13日に死亡事故ゼロ2,000日を達成し、新たな目標に向けて交通安全対策の取組を継続中です。
本町における交通死亡事故ゼロの過去最高記録である2,207日（到達日：令和5年7月8日）も視野に入ってきており、関係機関と尚一層の連携強化を図り、事故のない安全なまちの実現に向けた啓発運動や巡視活動などを粘り強く展開していくことが重要です。

単位施策の内容

4-18 防犯・交通安全の推進

4-18-1 防犯体制の強化

町民の安心・安全な暮らしを守るため、警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、啓発グッズの配布、学校等での不審者対応訓練や防犯講話の実施、防犯用電話自動応答録音装置の購入助成、LED化など防犯灯の充実などを通じて、地域ぐるみの防犯対策、消費者被害防止対策を図ります。

釣り人のマナー啓発に関しては、町内の状況に注視しながら必要な対策を検討します。

4-18-2 交通安全対策の推進

警察や交通安全推進委員会・交通安全協会・交通指導員会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全講話、交通安全教室を通じた啓発、カーブミラー、視線誘導標、スノーポールの設置、道路区画線の塗装など、ハード・ソフトの両面から、交通事故件数の減少、交通死亡事故ゼロをめざします。

交通指導員の確保や関係団体の活性化を促進し、事故のない安全なまちの実現に向けた継続的な施策の展開を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
犯罪発生件数(直近5か年平均)	件	6.4	5.0 未満
治安の満足度	%	29.3	50.0
交通事故(死亡)発生件数(直近5か年)	件	1	0
交通事故(人身)発生件数(直近5か年平均)	件	1.8	1.5 未満
交通安全対策の満足度	%	14.1	30.0



基本施策 4-19 情報通信網の整備・充実

雄武のめざす姿

誰もが自分に必要な情報を、適正コストで、都会と同じように入手・活用でき、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげています。

現況と課題

- 町内全居住域に整備した情報通信基盤の適切な保守管理により、希望する全町民がインターネットを利用した多彩なサービスを利用することが可能となっています。また、テレビの難視聴地域についても解消されています。
今後は、第5世代移動通信システム（5G）の整備に向けた情報収集に努め、他の地域に遅れることなく、移行を進めていく必要があります。
また、非居住地における携帯電話不感の解消についても、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 町の情報セキュリティ対策としては、令和3年度に情報セキュリティポリシーの改定及び特定個人情報に関する取り扱いマニュアルを策定し、更なるセキュリティ対策の強化が図られました。また、各種行政システムの更新時には情報管理一元化を推進し、ネットワークを含む情報連携環境を整備し、最小の機器構成で効率的な運用を図っています。
国は、令和3年9月にデジタル庁を発足させ、今後、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による行政のデジタル化を強力に図っていくものと考えられます。こうした動きに対応できるよう、人材育成も含めた行政情報化の推進体制の整備が必要です。

単位施策の内容

4-19 情報通信網の整備・充実

4-19-1 地域情報化の推進

高度情報通信基盤を適切に保守管理していくとともに、情報通信技術の都度、進化にあわせて必要な更新投資の実施を検討していきます。

第5世代移動通信システム(5G)への移行を見据えた情報収集を行うなど、情報通信技術の進化にあわせた対応を図ります。

町民が、高度情報通信技術を有効に活用していけるよう、情報教育を推進するとともに、IoTやAI、ビッグデータなどの先進的な活用動向にも注視していきます。

4-19-2 行政情報化の推進

情報セキュリティ対策を徹底しながら、雄武町公共ネットワーク(総合行政ネットワーク、地域公共ネットワーク、自治体情報セキュリティクラウド)やその他の情報システムを適切に保守管理していくとともに、更新時等に併せて個別システムの連携や統合を進めていきます。

「マイナンバー」の適正な運用及び利活用、さらには「マイキープラットフォーム構想」への的確な対応を図ります。

デジタル技術の活用による行政運営や住民サービスの向上を図るなど、あらゆる場面における変革をめざし、DXを推進していきます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域情報化の満足度	%	6.9	25.0
光通信整備普及率(居住域)	%	100.0	100.0



基本施策 5-20 町民主体のまちづくりの推進

雄武のめざす姿

町民と行政が協働で、連帯感と情熱あふれる地域づくりを進めています。

現況と課題

- 自治会については加入率が横ばい傾向にあることから、自主防災組織の設置や環境整備を促進するため、補助制度を拡充しました。
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町民主導イベントについては、中止を余儀なくされています。イベント再開時期の見極めや感染防止対策に万全を期した開催の存り方など、知恵をしぼり工夫を凝らしながら協議・検討していく必要があります。
また、新型コロナウイルス感染拡大は、ふれあい活動の中止など自治会運営にも影響を及ぼしており、地域コミュニティの維持や活動の再開が大きな課題となっています。
- 町では、行政情報の発信にあたり、町広報紙、町公式ホームページ、地上デジタル放送のデータ放送、そして、SNS など、多様な媒体を活用して町民に対する情報発信に努めています。また、町民向け予算書・決算書、職員による「ドコデモまちづくり講座」なども継続して実施しています。
今後のデジタル社会において、SNS による情報発信及び情報の共有化がより重要な役割を果たすことが想定されることから、社会のデジタル化に対応した取組が必要です。
- 町では、条例等に基づく一部の委員会や審議会については、公募により町民の参画を図っています。
その他、町民からの政策公募の実施や全町自治会長会議による要望の把握に努め、施策に反映しているほか、パブリックコメントも実施しており、町民参画を推進しています。
委員会や審議会の委員の公募については、一定数の応募がありますが、今後も多様な意見を町政に反映できるよう、応募を増やす取組を継続していく必要があります。
また、政策公募については、政策提案等を容易にするため、提案書の事業費や積算内訳の項目を任意とする見直しを実施したものの、依然として提案数が少ない状況となっていることから、制度の運用について工夫していく必要があります。

単位施策の内容

5-20 町民主体のまちづくりの推進

5-20-1 地域づくり活動の促進 自助・共助を基本に、防災、防犯、環境衛生、見守り、生活支援などの地域活動を展開し、地域力の維持・強化を図る自治会活動の一層の活性化に努めます。また、特定のテーマで、非営利公益的な活動を行う団体の育成を図るとともに、各種感染症拡大防止について町として必要な対策を講じつつ、町民主導の地域づくりイベントに対する支援に努めていきます。

5-20-2 まちづくり情報の共有化 町広報紙「おうむ」や町民向け予算書・決算書、町公式ホームページ、SNS、職員による「ドコデモまちづくり講座」など、様々な広報・広聴手段を活用し、町民との情報共有を進め、行政情報を分かりやすくタイムリーに伝えるとともに、「町民の声」についても行政運営に的確に反映していきます。

また、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。

5-20-3 町民との協働体制の構築 計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価などにあたっては、可能な限り、全町自治会長会議や町民からの政策公募、審議会等の委員公募、パブリックコメント、ワークショップなど多様な手法により町民参画を進めるとともに、町民の自主的な活動も推進しながら、町民との協働体制の強化を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
自治会の世帯加入率	%	87.6	90.0
実行委員会形式などによる町民主導イベントの数	—	0 (※) ※新型コロナウイルス感染症の影響による。	7
「広報おうむ」をいつも読んでいる世帯の割合	%	84.3	88.0
各種委員会への公募委員の参加人数	人	15	20
町公式ホームページ年間アクセス件数	件	262,073	300,000



基本施策 5-21 多様な交流の促進

雄武のめざす姿

多様な分野で交流が進み、地域のエネルギーとなっています。

現況と課題

- 国際交流については、外国語指導助手（ALT）を1名増員し、小中学校以外にも雄武高校生徒や保育所児童との交流が実施されています。また、外国人技能実習生による一部地域での町民との交流や地域貢献活動も実施されています。

国際交流活動は、グローバルな人材育成を図る上で非常に有効な活動であることから、継続した取組が必要であるとともに、地域産業にとって貴重な人材である外国人技能実習生と町民との交流の場の創出が求められています。

地域間交流に係る取組については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度、令和3年度において、中止又は事業を縮小して実施しています。

地域間交流については、各種感染症の流行に対する必要な対策を講じつつ、交流拡大を検討するほか、お試し暮らし制度や地域おこし協力隊制度の活用による新たな交流の創出を図る必要があります。
- 「世界経済フォーラム」が発表した、男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、日本は調査対象となった156か国中120位（2021年）と、先進国の中で最低レベルであり、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となるなど、男女共同参画に対する意識は低く、雄武町においても男女共同参画が広く認識されているとは言えない状況にあります。

少子高齢化が進行する中、全ての町民が共に手を取り合い、協働のまちづくりを進めるため、男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを進め、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていく必要があります。
- 町では、少子高齢化に伴う我が国の人口減少、大都市圏への人口集中による地方の空洞化が進む中、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「第2期雄武町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、公的な少子化対策、地域資源を生かした産業や雇用の場の創出、生活環境の整備など、地方創生の充実、強化に向けた取組を進めておりますが、人口は予想よりも減少し続けています。なお、人口減少をめぐる諸問題については、町と町民が一体となって認識を共有することが重要であり、課題解決に向け移住・定住対策に取り組む必要があります。

単位施策の内容

5-21 多様な交流の促進

5-21-1 国際交流・地域間交流の促進

学校における外国語教育の充実のために配置している外国語指導助手（ALT）の活用や、新たな制度による外国人技能実習生の受入れなどととも、文化芸術活動やスポーツ活動、産業振興などでの多様な国際交流を進めます。また、グローバル化が急速に進展する中、国際社会で活躍する人材の育成を図るため、姉妹都市提携を前提とした調査検討を進めます。

地域間交流については、民間による交流活動への支援を含め、既存の交流活動を継承・拡充するとともに、地域資源を生かした新たな交流の拡大を働きかけていきます。

5-21-2 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識啓発や、男女が共に働きやすい条件整備を働きかけるとともに、関係機関との連携のもと、ドメスティックバイオレンスに対する適切な相談や対応に努めます。

女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを通じて、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていきます。

5-21-3 移住・定住の促進

地域おこし協力隊制度などによる外部人材の活用、お試し暮らし事業などにより、移住・定住及び関係人口の創出に努めます。また、「空き家バンク制度」を創設し、町内の空き家等を有効活用することにより、本町への移住・定住促進及び地域の活性化を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
直近の1年間に外国人と交流した割合	%	8.9	15.0
国際・地域間交流の満足度	%	6.0	15.0
委員会等への女性の参画率	%	11.2	13.2
男女共同参画の満足度	%	3.9	20.0
お試し暮らし事業の利用件数	件	8	28
地域おこし協力隊活動人数	人	3	6
空き家バンク新規登録件数	件	—	10

基本施策 5-22 効果的・効率的な行政経営

雄武のめざす姿

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、町民本位の自立した行政経営が行われています。

現況と課題

- 町では、事務事業評価の実施により、PDCA サイクルを確立するとともに、総合計画実施計画のローリングにより、次年度予算の財源対策も含めた検証を行い、計画的な行政運営を行っています。行政評価については、内部評価を実施し、パブリックコメントを実施しています。

引き続き、行政評価を適切に実施し、評価水準を高めていくことが必要です。
- 町では、職員の資質や能力の向上を目的に、各種研修への職員派遣や庁内研修を実施し、働き方改革にもつながる勤怠管理システムやテレワークを導入及び一部組織の改編を行いました。また、人材育成を目的とした人事評価制度については、令和4年1月1日の定期昇給時から評価結果を給与へ反映させています。

職員の資質や能力の更なる向上のため、能力と業績を最大限に引き出す人事マネジメントの推進、働き方改革や職場環境の改善及びメンタルヘルス対策などにも積極的に取り組んでいく必要があります。
- 季節利用される社会体育施設については、民間委託により適切かつ効率的な維持管理が図られています。

その他、公共施設の長寿命化のための調査や延命化のための修繕を行っているものの、機能統合等による施設数の削減には至っていない状況にあります。

行政資源を有効かつ効率的に活用するため、老朽化施設の改修、修繕、設備の更新などと併せ、施設の転用や統廃合の計画的推進が求められています。
- 町は、事務事業の評価・見直しと予算編成作業が連携した行政評価システムを適切に運用しながら、財政計画を指針として歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な行政運営に取り組んでいます。また、歳入面では、国・道等による補助金の有効活用のほか、ふるさと納税の効果により自主財源の確保を図っています。

町税等における未納者対策の強化により収納率は改善傾向を示しているものの、納税者の利便性向上のためのコンビニ収納などの環境整備を進め、更なる収納率の向上をめざす必要があります。

また、ふるさと納税については、寄附金額を増額するための取組を積極的に進めながら自主財源の確保を図り、中長期的に健全で持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

単位施策の内容

5-22 効果的・効率的な行政経営

5-22-1 計画行政の推進

本総合計画や各種分野別計画を PDCA サイクルにより進行管理しながら、政策・施策・事業を着実に推進するとともに、行政評価は評価水準の向上を図ります。評価結果等については、パブリックコメントを実施するとともに、町公式ホームページにより周知を図ります。

5-22-2 職員の活性化

総合計画の目標体系に沿った、最少経費で最大の効果をあげられる効率的な行政組織体制づくりを推進します。

職員が常に前向きに考え、行動し、町民との信頼関係を築きながら、職責を全うできるよう、基幹産業研修や各種実務研修の機会を充実させるとともに、明確な人材の採用・育成計画のもと、人事マネジメントの効率的かつ効果的運用を図ります。

職員の活性化による住民サービスの質の向上をめざし、働き方改革や職場環境の改善、メンタルヘルス対策に取り組みます。

5-22-3 公共施設の適切な管理

公共施設等総合管理計画や部門ごとの個別計画に基づき、公共施設の整備・更新、長寿命化のための改修・補修に努めるとともに、時勢のニーズに対応するための転用、施設運営の休止・廃止、民間活力の活用などについて検討を進めていきます。

5-22-4 財政の安定化

税の収納対策の強化、国・道等による補助金等の有効活用、ふるさと応援寄附金などによる自主財源の増額を図り、歳入の確保に努めます。

事務事業の推進・評価・見直しと予算編成作業が連携した行政評価システムを適切に運用しながら、歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な財政運営を推進します。

町民向けの分かりやすい財政状況の説明資料を作成し、定期的に公表・説明していきます。

5-22-5 窓口サービスの向上

マイナンバーカードに対応した諸証明等の申請・交付サービスなど窓口の電子化に向けた検討を進めるとともに、分かりやすさや信頼性も追求しながら、窓口サービスの向上に努めていきます。

達成目標

指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
スクラップ&ビルドを実施した事務事業数(計画期間における累計)	事業	0	5
人事評価制度に基づく人事管理の推進	—	給与への反映	人事管理の推進
財政状況の町民周知回数	回/年	2	2
地方税収納率	%	98.2	98.4
マイナンバーカード対応諸証明等申請・交付サービス	—	未導入	導入